

令和 3 年第 6 回 定例会

嬭恋村議議会會議録

令和 3 年 12 月 7 日 開会

令和 3 年 12 月 17 日 閉会

嬭恋村議議会

令和3年第6回嬭恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月7日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○議案調査について	9
○日程の変更について	10
○議案第63号～議案第69号の一括上程、説明	10
○議案第70号の上程、説明	20
○議案第71号の上程、説明	21
○議案第72号の上程、説明	21
○議案第73号の上程、説明	22
○議案第74号の上程、説明	22
○議案第75号の上程、説明	23
○請願書、陳情書等の委員会付託について	23
○議員派遣の件について	24
○休会について	24
○散会の宣告	24

第 2 号 (12月13日)

○議事日程	2 7
○本日の会議に付した事件	2 7
○出席議員	2 7
○欠席議員	2 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 8
○事務局職員出席者	2 8
○開議の宣告	2 9
○議事日程の報告	2 9
○議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	2 9
○議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	3 4
○議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	3 5
○議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	3 6
○議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	3 7
○議案第 6 8 号の質疑、討論、採決	3 8
○議案第 6 9 号の質疑、討論、採決	3 8
○議案第 7 0 号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第 7 1 号の質疑、討論、採決	4 0
○議案第 7 2 号の質疑、討論、採決	4 0
○議案第 7 3 号の質疑、討論、採決	4 2
○議案第 7 4 号の質疑、討論、採決	4 4
○議案第 7 5 号の質疑、討論、採決	4 6
○議案第 7 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○休会について	5 0
○散会の宣告	5 1

第 3 号 (1 2 月 1 7 日)

○議事日程	5 3
○本日の会議に付した事件	5 3
○出席議員	5 3
○欠席議員	5 3

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 3
○事務局職員出席者	5 4
○開議の宣告	5 5
○議事日程の報告	5 5
○請願書、陳情書等の審査報告について	5 5
○一般質問	5 8
佐藤鈴江君	5 8
伊藤洋子君	7 5
大久保守君	9 0
○議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
○閉会中の継続審査申出について	1 1 3
○閉議及び閉会の宣告	1 1 4
○署名議員	1 1 5

令和 3 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和3年第6回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和3年12月7日(火)午前10時03分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第63号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 6 議案第64号 令和3年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第65号 令和3年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第66号 令和3年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第67号 令和3年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第68号 令和3年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第69号 令和3年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第70号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第71号 嬭恋村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第72号 嬭恋村手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第15 議案第73号 嬭恋村空家等及び空地の適正管理及び有効活用に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第74号 上田市との間における上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について
- 日程第17 議案第75号 工事請負契約の変更について
- 日程第18 請願書、陳情書等の委員会付託について
- 日程第19 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	加藤康治君
教育長	地田功一君	総務課長	黒岩崇明君
会計管理者兼 税務会計課長	滝澤文彦君	未来創造課長	佐藤幸光君
交流推進課長	宮崎貴君	住民課長	宮崎由美子君
健康福祉課長	熊川真津美君	建設課長	滝沢勇司君
農林振興課長	横沢貴博君	上下水道課長	宮崎忠君
観光商工課長	黒岩建五郎君	教育委員会 事務局 局長	目黒康子君

事務局職員出席者

議会事務局長	土屋和久	書記	宮崎剛
--------	------	----	-----

開会 午前10時03分

◎開会及び開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） 皆さん、おはようございます。

第6回定例会にご参集いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の発生については、吾妻地域では落ち着いた状況が続いておりますが、オミクロン株の国内確認や東毛地区でクラスターが発生するなど、予断を許さない状況もあります。出席する皆さんにおかれましても、感染予防に注意いただき、体温の確認をしながら参集いただけますようお願いいたします。

本村議会では、議会の公開性を進めることを目的として、ネットによる録画配信を行う予定ですが、本定例会において、準備として本会議場の会議をテスト録画いたします。ご了承ください。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和3年第6回嬭恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、黒岩忠雄君、伊藤洋子さんを指名いたします。

◎会期の決定

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月17日までの11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、11月30日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○議会運営委員長（黒岩忠雄君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、11月30日、委員会を開催し、当局から村長、副村長、総務課長の出席により、令和3年第6回議会定例会の運営について協議をいたしました。

第6回議会定例会の会期は12月7日から17日までの11日間とし、一般質問の通告期限は13日午前10時までと決定いたしました。

提出予定案件は、議案14件です。主な内容としましては、令和3年度各会計補正予算、条例の制定と一部改正、上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更、工事請負契約関連2件などの議案が提案される予定となっております。

また、当局より、提出議案並びに課題となっている案件の説明を行いたいとの申入れがあり、本会議終了後から7日、8日の全員協議会において行うことと決定いたしました。

今回、請願、陳情等については、請願1件の提出がありましたが、総務文教常任委員会に付託することといたしました。

各常任委員会並びに特別委員会は、12月13日に開催することと決定しました。

また、17日に行われる議会一般質問について、申合せにより、これまでと同様に一問一答方式で行うことに決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書9月から11月分を受理しましたので、配付のとおり報告します。

次に、本職において決定した議員派遣並びに9月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

次に、令和3年12月1日、孺恋村教育長から令和3年度教育委員会点検・評価報告書が本職宛てに提出されましたので、報告書の写しをお手元に配付いたしました。

◎行政報告

○議長（土屋幸雄君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から、行政報告を行うため、発言が求められておりますので、これを許可します。
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和3年12月議会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

本年の10月4日に、第100代岸田内閣が発足をいたしました。現在は全国的に、また世界的に、オミクロン変異種が大発生をしておる状況で、状況は予断を許さない状況であると確認しております。村民の命と健康を守り、その上で社会経済活動を再開して、経済を回復するという大きな流れがあります。

岸田内閣の主な政策でございますが、5点ありました。

1つ、新型コロナウイルス対策。病床・医療提供体制の確保、自宅療養者への対策強化、そして経済支援ということであります。

2つ目で、新しい資本主義の実現ということで、科学技術立国、デジタル田園都市国家構想、特にこの件につきましては、我が村でもこの計画を現在策定中であります。あわせて、経済安全保障という観点でございました。

3点目が、国民を守り抜く外交・安全保障。

4点目が、危機管理の徹底ということで、自然災害やテロ、国家的な危機が生じた場合、国民の生命と財産を守ることということでもあります。

5点目は、東日本大震災からの復興、国土強靱化というテーマでございます。

我が村におきましても、国土強靱化計画を策定しました。また、議会のほうにもご報告を申し上げます。計画をつくることによりまして、我が村の基本的なインフラ整備につきましては、国土強靱化予算をしっかりと確保して、地域住民の安心・安全のためのインフラ整備をしっかりと努めてまいりたい、こう思っております。

村内の9月以降の産業状況でございますが、第1次産業、キャベツにつきましては、農協組合長にも過日お会いしまして、状況確認もさせていただきましたが、ケース的には1,518万ケースということで、対前年では84万ケースほど増えたということのようでございます。また、販売価格全体では146億円ということで、前年に比べますとマイナスという状況でございます。

ただし、安定基金等の補填によりまして、生産者には約10億円を補填したということのようでございます。商系の皆さんも含めまして、全体では対前年で、まあまあという状況かというふうに認識しております。

第2次産業でございますが、復旧・復興の事業で、特に土木・建設事業の皆様方に対しては、多大なご理解とご協力をいただいております。特に村発注分でございますが、入札は10回81件、総合計で落札価格10億3,106万円という状況でございます。前年に比較いたしますと、金額ベースでは4億374万円ほど減となっておりますが、国の事業等もございますので、まだまだ業界の皆様方にはご理解とご協力をしっかりお願いをしてみたい、こう思っております。

第3次産業でございますが、7月から9月分の状況を前年と比較いたしますと、対前年で、前年が34万2,060名、令和3年度、今年でございますが、33万9,650名ということで、対前年ですと、マイナス2,410人となっております。今後、コロナウイルス感染症の国のほうの地方創生交付金等をしっかり活用して、第3次産業の手当てをしっかりと行ってまいりたい、こう思っております。

新型コロナウイルス、先ほど申しましたオミクロン株が世界的に急拡大ということで、国内でも3例目が発生しました。そんな中でございますが、国のほうにおいては、11月19日に55兆7,000億円の経済対策、これは史上最大の経済対策を組みました。国の補正予算でございますけれども、臨時国会、現在12月6日から21日まで開催されておりますが、6日の

初日に政府のほうは、35兆9,895億円という16か月予算ということで、来年度予算も含めまして16か月予算ということでございます。

補正予算で35兆9,000億円、これは本当に史上最大の補正予算の額でございます。その主な中身でございますが、当村にも大きな影響がございますので、概要を申しますと、1つ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために18兆6,000億円、2番目に、社会経済活動の再開と危機への備えということで1兆7,000億円。3点目に、新しい資本主義の起動ということで8兆2,000億円、4点目で、安心・安全の確保、国土強靱化ということで2兆9,000億円、この4点目の国土強靱化につきましては、昨年、私たちもしっかり国のほうにも要望いたしました、3兆円掛ける5年ということで15兆円が、国家予算を投入するということの一環でございます。本年度の補正により、先ほど申しました2億9,000億円ということでございます。

新型コロナウイルス、オミクロン株が発生しましたが、国のほうではいろんな支援策を、今申したように手を打ってきていただいております。我が村におきましては、県とも協議をし、県の指導も仰ぎながら、現在11月1日から12月31日まで、ぐんま愛郷キャンペーンが実施中でございます。

我が村におきましては、議会のほうは専決処分で了解をいただきました1億円でございます。5万人掛ける2,000円ということでございます。これは既に、議会にも専決でご報告してあるとおりでございます。1月4日から、愛郷キャンペーン終了後に、スキー場対応ということで、これも専決で議会の承認をいただいておりますが、2,000万円でございます。1,000円掛ける2万人分ということでございます。

さらに、国のほうでは、1月15日から国のG o T o トラベルが再開されます。これも併せて、しっかりと観光産業等をサポートしてまいりたい、こう思っておるところでございます。

あわせまして、10月15日から12月31日の間でございますが、ぐんまG o T o E a t ワクチンプレミアムということで、1万円で1万3,000円分の飲食、村内では現在、約20店舗が使用可の状況になっております。これは、私どもの観光商工課が直接窓口になる事業ではございませんので、観光商工課が逐次担当、商工会のほうとの確認を取りながら行っております。

さらに、国の支援でございますが、18歳未満の児童への支援、これは5万円掛ける、嬭恋村では1,000人ということで、さらに非課税世帯、現在960世帯ほどありますが、これは後ほど補正予算で議会のほうにも提案いたしますので、よろしくご指導いただきたいと思います。

おります。

さらに、村の支援で、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てる予定でございますが、18歳未満の児童への支援、これを5,000万円、5万円掛ける1,000人、それから、令和3年度出生児への支援500万円、これは10万円掛ける47名と。それから、非課税の独り暮らし高齢者等への灯油代補助700万円で、4か月掛ける18リッター掛ける650世帯という補正を組んでおります。後ほど、補正の審議の中でまた説明させますが、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種につきましては、2回目接種終了後、おおむね8か月経過した18歳以上の希望者全員ということで、接種の回数は1回、会場の場所につきましては農村環境改善センターを予定しております。医療従事者につきましては、既に12月1日から、対象者が56名おりますが、既に始まっております。65歳以上の高齢者等につきましては、2月中旬以降ということでございます。また、後ほど全員協議会等で、議会の皆さんには詳細説明をさせていただきたいと、こう考えております。

続いて、台風19号の復旧対策本部、11月6日に国道144号線が再開通したことによりまして、約2年に及んだ対策本部を解消いたしました。議会のほうには既にご報告を申し上げましたが、先ほど申しましたように、まだまだ嬭恋村の基本的なインフラ関係につきましては、国土強靱化の予算をしっかりと確保しながら取り組んでまいりたいと思っております。道路、河川、治山・治水、あるいは農業・農村整備、これらの事業に、しっかりと国の施策を学びながら、また、村にそれをいかにうまく活用できるか、これにしっかりと取り組んでまいりたい、こう考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思っております。

利根川水系期成同盟会の関係でございますけれども、現在、年間16億円強の国費の直轄事業をしていただいております。あと5年残っておりますが、残り事業をしっかりと取り組んでもらいたいと考えております。

なお、国土強靱化計画ができましたので、この計画を、さらに国のほうは延長するやに聞いております。しっかりとこれも安心・安全のために、浅間山周辺のしっかりとしたハード面のインフラ整備、国のほうに直轄事業をお願いしてまいりたい、こう思っております。進展がありましたら、議会のほうにも、また村民の皆様にも、しっかりとご報告を申し上げていきたいと思っております。

上信自動車道の関係でございますが、嬭恋村にとって最も重要な課題は、上信自動車道の整備促進でございます。計画変更につきましては、議会のほうに既に報告した後に、地区別

に袋倉・芦生田・鎌原地区の役員に説明し、さらに地区住民に、袋倉・芦生田・鎌原、3地区で説明をさせていただきました。住民説明会ということで、12月1日、孀恋会館において全村民を対象に住民説明会を行ってきたところでございます。

なお、今までもお願いしてきておりました大前区の細原地区につきましては、12月1日、大前区の皆さんと前橋の財務事務所所長さんにお会いをし、前向きな回答をいただきました。既に関係する6の国等の機関に、私どもの所有ではないという文書の回答を頂いたというところまで進展しましたので、より一層、大前区が所有することになる28ヘクタール、この有効活用につきましては、十分に村民、また議会に説明を果たし、そして、どうあるべきかをしっかり検討し、青写真をつくってまいりたいと思っております。

これが大前区のものにならないということになれば、これはなかなか難しいんですけども、大前区のものになるという方向で一步前進をいたしましたので、今後は具体的に、しっかりと地域の皆さん、議会の皆さん、また村民の皆さんにも説明をしながら、前に進めるべく努めてまいりたい、こう思っております。

これから予算編成に入りますが、国・県の動向をしっかりと確認し、また議会や各地域、各団体からの要望を確認しながら、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

私の公務日程につきましては、村のホームページをご覧いただければと思っております。9月以降につきましては、ホームページをご参照いただきたいと思いますと思っております。

議会と孀恋村当局は車の両輪だと思っており、また、二元制の議会制民主主義でもあると思っております。今後におきましても、元気の出る村づくり、最大多数の最大幸福を目指し、村民の村民による村民のための政治をしっかりと執り行ってまいりたい決意でございます。村民の皆様が文化的な生活ができますよう、しっかりと行政の執行を行ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） これで行政報告は終わりました。

◎議案調査について

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。日程第5、議案第63号から日程第17、議案第75号までの各議案につきましては、本日、提案説明までとさせていただきます、議案の審議は中日

13日に行うこととし、本日から12日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、日程第5から日程第17までの議案は議案提出のみとし、本日から12日まで議案調査といたします。

◎日程の変更について

○議長（土屋幸雄君） お諮りします。日程第5から日程第11までは、いずれも令和3年度補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第5から日程第11までを一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第63号～議案第69号の一括上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第5から日程第11までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第63号から第69号までの令和3年度補正予算の提案理由を説明させていただきます。

議案第63号 令和3年度婦恋村一般会計補正予算（第6号）から議案第69号までの各特別会計補正予算について提出をさせていただきましたが、私のほうからは、議案第63号 婦恋村一般会計補正予算（第6号）の概要を説明させていただき、詳細及び各特別会計につき

ましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

一般会計では、歳入歳出予算に3億705万円を追加し、総額84億5,432万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金として、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金及び新型コロナウイルス景気対策における臨時特別給付金給付補助金が増額となっております。

また、財政調整基金繰入金につきましては、2,817万9,000円が増額とさせていただきます。

続きまして、歳出でございますが、全体に共通した内容としては、人事異動等による人件費の補正がございます。人件費以外の各款ごとの主な内容になりますが、総務費では、情報政策事業において、LGWANのセキュリティー関連のサーバー更新に係る費用及び鎌原観音堂周辺整備事業として、散策路の設計費を計上させていただきます。

民生費につきましては、障害者介護給付・訓練等給付費事業及び障害児施設措置費事業について、給付費の増額見込み分を計上させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症景気対策として、住民税非課税世帯に対する給付金及び子育て世帯に対する給付金を計上させていただきます。

商工費では、観光施設整備事業において、観音堂周辺の伐採に関する経費を計上させていただきます。

消防費につきましては、消防施設整備事業において、防火水槽解体及び消火栓設置に関する経費を計上させていただきます。

教育費につきましては、文化財保護事業費補助金、社会体育維持管理事業の工事費を増額させていただきます。

災害復旧費につきましては、令和元年台風19号に関連する工事費を増額させていただきます。

以上が、一般会計補正予算（第6号）の主な内容となります。大変雑駁ではありますが、私からの提案説明とさせていただきます。慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 初めに、議案第63号 令和3年度婦恋村一般会計補正予算（第6号）について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第63号 令和3年度孺恋村一般会計補正予算（第6号）について、詳細説明をさせていただきます。

令和3年度孺恋村一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億705万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,432万6,000円といたします。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、補正額2億6,607万3,000円の増額でございます。

16款県支出金、311万1,000円の増額です。

19款繰入金、2,817万9,000円の増額です。

5ページになりますが、21款諸収入、968万7,000円の増額でございます。

歳入合計ですが、3億705万円の増額としております。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。主なものを説明させていただきます。

3款民生費、補正額2億6,347万1,000円の増額です。

8款土木費、120万6,000円の増額です。

9款消防費、425万3,000円の増額です。

11款災害復旧費、3,500万円の増額です。

歳出合計ですが、3億705万円の増額としております。

次の7ページをお願いいたします。

歳入の内訳になります。主なものを説明させていただきます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額603万円の増額です。説明欄ですが、介護給付・訓練等給付費国庫負担金として450万円、障害児施設措置費負担金として153万円を見ております。3目の災害復旧費国庫負担金ですが、3,171万円の増額です。公共土木施設災害復旧費負担金として3,171万円を見ております。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、補正額1億5,469万6,000円の増額です。説明欄ですが、子ども・子育て支援事業補助金として154万円、臨時特別給付金給付事務費補助金として、住民税の非課税世帯に対する臨時特別給付金事務費補助金として1億200万

2,000円を見ております。それから、臨時特別給付金給付事業費補助金として5,045万円を見ております。5目総務費国庫補助金、補正額7,283万1,000円の増額です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として7,283万1,000円としております。

8ページをお願いいたします。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、補正額301万5,000円の増額です。説明欄ですが、介護給付・訓練等給付費県費負担金として225万円を見ております。

下段の19款繰入金になりますが、1目財政調整基金繰入金として、補正額2,817万9,000円の増額をしております。

次のページの21款になりますが、諸収入、4目雑入ですが、補正額968万7,000円の増額です。これについては、説明欄にございますが、自治総合センターのコミュニティ助成事業が140万円、それから、下段になりますが、地域活動支援センター運営費の返還金が996万7,000円となっております。

10ページをお願いいたします。

歳出の内訳になります。主なものを説明させていただきます。

なお、人件費については、人事異動等に伴う増減となっておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費ですが、次の11ページになりますが、6目の企画費ですが、補正額1,784万7,000円の増額としております。説明欄のところの2つ目の丸ですが、情報政策推進事業として1,177万4,000円としております。主な事業としては、12節のL G W A N系・情報系サーバー保守委託料として70万円、それから、強靱化対応（第2次群馬セキュリティクラウド）として1,000万円、それから、17節の議会用の当局のタブレット68万4,000円を見ております。下から2つ目の事業として、鎌原観音堂周辺整備事業として、地形測量委託料140万円、実施設計委託料380万円を見ております。

12ページをお願いいたします。

諸費になりますが、11目の諸費です。補正額が299万2,000円の増額としております。説明欄ですが、顧問弁護士の委託事業として、民事裁判に係る顧問弁護士委託料149万3,000円を見ております。それから、下段の17節のところですが、自治総合センターコミュニティ助成事業備品購入費として140万円を見ております。これについては、三原区からの複写機とエアコンの設置として申請を受けたものでございます。

14ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1億4,419万6,000円の増額です。次の15ページの説明欄のところの2つ目の事業のところですが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業として1億1,070万5,000円の増としております。それから、主なものとしては、下段のところの18節臨時特別給付金が1億円、灯油高騰対策給付金として703万8,000円としております。それから、最下段の5目の障害者（児）福祉費になりますが、補正額が1,272万9,000円の増額でございます。説明欄のところの2つ目のぼちになりますが、障害者（児）介護給付・訓練等の給付事業として906万円を見ております。

次の16ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額1億947万9,000円の増額でございます。説明欄でございますが、一番下の丸のところですが、新型コロナウイルス感染症対策事業（臨時子育て分）として1億180万1,000円を見ております。

飛びますが、20ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、3目の観光費、補正額500万円の増額です。説明欄ですが、観光施設整備事業として、観光施設工事として500万円を見ております。

22ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費、補正額411万9,000円の増額としております。説明欄ですが、消防施設整備事業として411万9,000円を見ております。主なものとしては、消火栓の水利修繕費、これは三原区になりますが、当初これを見ておったんですが、それを防火水槽の解体費のほうへ回して209万円を見ております。それから、18節の消火栓取付工事費、工事負担金として165万円、その上段になりますが、消火栓の原材料費として182万9,000円を見ております。

24ページをお願いいたします。

24ページ下段の10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、補正額マイナスの549万1,000円の減額としております。これについては、説明欄ですが、中学生の海外交流派遣事業がなくなった等のものによる減額となっております。

26ページをお願いいたします。

10款教育費、5項社会教育費、4目文化財保護費、補正額310万円の増額でございます。説明欄ですが、文化財保護活用事業の文化財保護事業費補助金として310万円を見ております。

10款教育費、6項保健体育費、2目保健体育施設費、補正額220万円の増額でございます。

説明欄ですが、社会体育施設維持管理事業として、旧鎌原小プール改修工事として220万円を見ております。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費、補正額3,500万円の増額でございます。説明欄ですが、これについては、村道の災害復旧工事として3,500万円としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第64号 令和3年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 議案第64号 令和3年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,448万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億134万7,000円、直営診療所施設勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ563万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,292万4,000円とするものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

歳入になります。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金2,000万円の増。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金611万6,000円の増。保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の増によるものです。

同じく6款2項基金繰入金、1目基金繰入金1,199万1,000円の減。

次のページ、裏面をお願いします。

7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金7,035万8,000円の増。前年度の繰越金を繰り入れるものとなります。

次に、歳出になります。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費2,000万円の増。

6款保健事業費、1項保健事業費、3目特定健康診査等事業費、節内の金額の増減の補正となります。

7款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金6,243万4,000円の増。

次のページをお願いします。裏面になります。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金204万9,000円の増となります。

続きまして、直営診療所施設勘定分となります。

13ページをご覧ください。

歳入になります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金563万3,000円の増。

裏面をご覧ください。

歳出になります。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医業管理費563万3,000円の増。令和2年度の決算損失の補填となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第65号 令和3年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 議案第65号 令和3年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,764万7,000円とするものでございます。

5 ページをご覧ください。

歳入になります。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金を221万円増、2 目保険基盤安定繰入金を198万9,000円の減、合計22万1,000円の増となります。

5 款諸収入、3 項受託事業収入、1 目受託事業収入114万5,000円の減。

裏ページの6 ページをお願いします。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費6万5,000円の増。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金198万9,000円の減。

4 款保健事業費、1 項保健事業費、2 目疾病予防費100万円の増額補正となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第66号 令和3年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第66号 令和3年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ433万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億713万3,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目衛生費分担金、第1節工事分担金165万円の増額ですが、消火栓設置工事に伴う一般会計の分担金の増額でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節一般会計繰入金39万4,000円の増額ですが、歳出の増額に伴う調整でございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、第1節繰越金189万1,000円の減額ですが、前年度繰越金の確定による調整でございます。

第8款諸収入、第3項雑収入、第1目雑収入、第1節雑収入418万円の増額ですが、消費税の確定による還付金の計上でございます。

6ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費、第2節給料177万7,000円の増額補正につきましては、会計年度任用職員の給与の計上が主なものです。第3節職員手当28万4,000円、第4節共済費39万2,000円も、同様な理由によるものでございます。第14節工事費165万円の増額補正につきましては、田代地区において消火栓の配管部に石綿管を使用していることが判明したため、この解消のため、消火栓4基の交換工事費を計上させていただきました。第18節負担金・補助及び交付金、簡易水道組合補助金98万円の増額補正につきましては、万座簡易水道水管橋修繕に係る補助金で、水管橋に不具合が発生したため、補正予算を計上させていただきました。第26節公課費150万円の減額補正につきましては、

消費税が還付となったことによる減額補正でございます。

第3款公債費、第1項交際費、第1目元金、第22節償還金・利子及び割引料75万円の増額補正につきましては、起債償還金の精査による調整でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第67号 令和3年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第67号 令和3年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出。

第2条収入につきましては、第1款水道事業収益の合計額は1億8,783万5,000円で、補正はありません。支出としまして、第1款水道事業費用、第1項営業費用2万円の減額、第3項特別損失35万円の増額としまして、収益的支出の合計を1億7,488万3,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出。

第3条収入につきましては、第1款資本的収入の合計額は1,000万円で、補正はありません。支出としまして、第1款資本的支出、第1項建設改良費を900万円増額しまして、資本的支出の合計を1億1,658万1,000円とするものでございます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第4条、科目、職員給与費を2万円減額しまして、合計額を2,480万5,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

上水道事業会計補正予算明細書です。

収益的収入及び支出です。

支出。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費2万円の減額につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整です。

第3項特別損失、第4目過年度損益修正損35万円の増額補正につきましては、過年度水道料金の還付に伴う増額補正でございます。

資本的収入及び支出です。

支出。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3目構築物、配水部門900万円の増額補正につきましては、過年度工事前払い金の会計処理に伴う増額補正でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第68号 令和3年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第68号 令和3年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,749万5,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金148万1,000円の減額ですが、繰越金の増加及び人件費の増加に伴う調整でございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金184万1,000円の増額ですが、前年度繰越金の確定に伴う調整でございます。

6ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費、職員人件費、第2節職員給料2万円の増額、第3節職員手当6万円の減額、18節負担金・補助及び交付金40万円の増額ですが、昇給、人事院勧告の調整による調整でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第69号 令和3年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第69号 令和3年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,496万9,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金457万円の増額ですが、繰越金の増加及び人件費の増加に伴う調整でございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金43万円の増額ですが、前年度繰越金の確定に伴う調整でございます。

6ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費、第1目総務管理費、職員人件費、第2節職員給料255万円の増額、3節職員手当等84万2,000円の増額、4節共済費55万円の増額、18節負担金・補助及び交付金58万円の増額ですが、人事異動に伴う人件費の増額でございます。第26節公課費100万円の増額ですが、消費税納付額の確定による不足額の増額でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎議案第70号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第12、議案第70号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第70号の提案理由を説明させていただきます。

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部が改正されました。内容としますと、今まで対面に

て宣誓書の記入をお願いしていたものを、新型コロナ対策の一環として、事前に記入して提出する形に変えること、署名の後の押印を廃止すること、以上2点でございます。

婦恋村におきましても、前述の改正に準ずるべく、本条例を改正するものでございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

◎議案第71号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第13、議案第71号 婦恋村国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第71号の提案理由を説明させていただきます。

出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。慎重なるご審議をいただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第72号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第14、議案第72号 婦恋村手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第72号の提案理由を説明させていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カードを発行する主体機関が国から情報システム機構（J-LIS）に変更されたことに伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料の徴収事務につきまして、同機構からの委

託事務と位置づけられるため、本条例の一部を改正するものでございます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第73号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第15、議案第73号 孀恋村空家等及び空地の適正管理及び有効活用に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第73号 孀恋村空家等及び空地の適正管理及び有効活用に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の規定に基づき、保安上著しく危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害になることが予見される状態の空き家等及び空き地がもたらす問題を解消する上で、行政が所要の措置を講ずるなどの対策が必要となってまいりました。また、地域活性化の観点から、空き家の有効活用を図ることが重要となってきておりますので、本案を提出するものでございます。

この条例を制定し、空家等対策計画の策定及び空家等対策協議会を設置することにより、今後の事業において、空家再生等推進事業の除却事業タイプ、活用事業タイプの社会資本整備交付金を活用することができます。除却及び活用事業を国費で措置されるものでありますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第74号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第16、議案第74号 上田市との間における上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第74号の提案理由を説明させていただきます。

孀恋村定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成24年6月18日孀恋村条例第19号）第2条の規定により、議会が議決すべき事件に上田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書の締結が該当するため、本案を提出するものでございます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第75号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第17、議案第75号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第75号 工事請負契約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年孀恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（土屋幸雄君） 日程第18、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（土屋幸雄君） 日程第19、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合には本職に一任することに決定いたしました。

◎休会について

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、12日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから12日まで休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 本日は、これにて散会をいたします。
ご苦労さまでした。

散会 午前11時11分

令和 3 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和3年第6回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年12月13日(月)午前10時00分開議

- 日程第1 議案第63号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 議案第64号 令和3年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第65号 令和3年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第66号 令和3年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第67号 令和3年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第68号 令和3年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第69号 令和3年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第70号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第71号 嬭恋村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第72号 嬭恋村手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第11 議案第73号 嬭恋村空家等及び空地の適正管理及び有効活用に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第74号 上田市との間における上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について
- 日程第13 議案第75号 工事請負契約の変更について
- 日程第14 議案第76号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	5番	佐藤鈴江君
6番	土屋幸雄君	7番	松本幸君
8番	黒岩忠雄君	9番	伊藤洋子君

10番 大久保 守 君

11番 羽生田 宗 俊 君

12番 大 野 克 美 君

欠席議員（1名）

4番 上 坂 建 司 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
会計管理者兼 税務会計課長	滝 澤 文 彦 君	未来創造課長	佐 藤 幸 光 君
交流推進課長	宮 崎 貴 君	住 民 課 長	宮 崎 由美子 君
健康福祉課長	熊 川 真津美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上下水道課長	宮 崎 忠 君
観光商工課長	黒 岩 建五郎 君	教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	目 黒 康 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長 土 屋 和 久 書 記 宮 崎 剛

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） 本日の出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第6回嬭恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、議案第63号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の調査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 何点か質問をさせていただきます。

まず、12ページの諸費の説明の顧問弁護士委託料は、どういう民事裁判があったのかを説明いただければと思います。

それから、15ページ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の中の灯油の件なんですけれども、これは国のほうからも、今、国会でも審議されているけれども、それを充てる臨時特別給付金じゃなくて、灯油については、生活困窮者とか介護サービスを行っている施設とかの灯油代を申請すれば、特別交付税でやるという通知も来ていると思うんですけれども、そちらのほうにすれば、もう少しこのお金の使い方、例えば灯油券の印刷なんか

も考えると、もっと有効に多くの人に渡すような施策がいいんじゃないかと思いたすので、その辺について、特に灯油の購入給付金については、そういった意味で考えていただきたいなと思うんですけれども、その辺の考え方をお聞かせいただければと思います。

その2点でお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 1点目の顧問弁護士委託料の関係でございますが、これについては、前々から三井不動産との裁判がございまして、その高等裁が結審したものですから、今回弁護士さんにお支払いをするというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えいたします。

今回の灯油券の配布についてですけれども、これにつきましては、非課税世帯のというものを財源にしているわけではなく、また別のものを財源としております。

対象者としましては、過去に何回か灯油券を配布したと思うんですけれども、そのときと同じ状況、非課税世帯の高齢者の独り暮らしでありますとか、重度の障害者のいる方でありまますとか、そういった方を対象に約650世帯を対象としておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 前は2008年に、たしか灯油券の配布をしているんですけれども、650世帯にどういう形で、灯油券の印刷ということじゃなくて、現金とかでやる方法とかで、より印刷代もかけないでという、今、国会でも問題になっているけれども、どんな方法でその650世帯に配布しようとしているのか、その方法を1点お聞かせしてもらいたいのと、先ほど言ったのは、財源のほうなんですけれども、私としては、暖房費の灯油代とかを生活困窮者にやるというのが、特別交付税の算定にもなるという通知が多分来ていると思うんで、財源のほうの説明で、それを充てるのかどうか。そうすれば、よりこっちの非課税世帯への給付金とかをもっと減らしたりとか、予算の説明を見ると、1億1,070万円の中に全部、灯油券販売とか灯油高騰対策給付金とかも入っているようになるから、そうじゃなくて、交付税措置にすることも考えているのかどうかをお聞きしたいんですけれども。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問ですけれども、灯油券につきましては、予算のところでは70万円の印刷代を予定しておりましたが、その後検討しまして、村の独自で印刷をしてお配りしようかなと思いますので、この70万円は、これほどかからないのじゃないかなと、業者には発注しない予定ですので、かからないかなと思います。

対象者の方につきましては、本来でしたら、きっと対象者と思われる方にお知らせをすればいいところだとは思いますが、非課税世帯でありますとか、そういったところの情報が、こちらのほうで適切にできないと困りますので、15日の広報を配るときに全戸配布で、この事業についてお知らせをしたいと思っております。

手数なんですけれども、申請をいただいた中で、非課税であるとか、またひとり暮らしなのか、そのほかの条件を確認させていただいて、18リットルの灯油券を4枚つづりにしたものをご本人に郵送させていただいて、使っていただきたいなというふうに、現在のところ考えております。

財源につきましては、今おっしゃるとおり、特別交付税のこと、すみません、私のほうは承知しておりませんので、また確認させていただきたいと思っておりますけれども、これにつきましては、非課税世帯に対する10万円の国からの財源とは別に考えております。

今回、1億1,000万円ありますけれども、非課税世帯の家庭に対する給付金につきましては、給付額で約1億円というものが国からの財源であります。灯油券の700万円ちょっとにつきましては、また別の財源を予定、非課税世帯の10万円とは別の財源を予定しております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 財政の担当のほうにお聞きしたいと思っております。

特別交付税措置がされるという通知が来ていると思うんです。そうすれば、このお金は、国のほうに申請すれば特別交付税として出してくれるようになるから、そうすれば、村の財源とかいろいろ使わないで、一時は立て替えるけれども、いつも村当局がおっしゃるように、決算のときにそれがきちんと判明するようになると思うんですけれども、その点について、総務課長、答えていただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） ただいまの伊藤議員のご質問でございますが、特別交付税については、少々いろんなものがございまして、その辺も含めて、今回のことは、多分特別交付税になるんだろうと思いますが、当然そういうことで認められれば、財政担当とすれば、当然これは特交のほうで見ていくということになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。
佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 1点だけ、17ページなんですけれども、子育て世帯への臨時特別給付金の関係なんですけど、児童手当のシステムを使って給付をするということなんですけど、15歳以上から18歳までの関係、孺恋村は、どのような関係で支給する予定でしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えします。

今回の子育て世帯への臨時特別給付金の先行給付についてでございますかね。

これにつきましては、現在国では、児童手当を受給している方には年内にということを推奨するということですので、その手続は今進めさせていただいております。

おっしゃったように、高校生だけが対象になる世帯と公務員の世帯につきましては、村から児童手当は出ておりませんので、そこにつきましては、村独自で名簿を作りまして対応する予定ですが、該当と思われる方には、同時期に通知のほうは出したいと考えております。

本来でしたらば、12月中に支給できればいいんですけども、1月になってから、高校生だけの対象世帯と公務員の方につきましては、1月以降の支給を予定しております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今の16ページの子育て支援の対策事業の中でですけども、先日の説明では、まず現金の5万円を年内にということでお話がありましたけれども、今、国会でも、クーポンよりも現金がいいとか何かと言っているんですけども、今後村としては、どのような考え方をしているか、今現在お分かりのようでしたら、説明していただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

国のほうでは、10万円を給付しましょうと、18歳未満ですね。中学生までは、今担当課長が申したように、即払える体制はできております。高校生、18歳からですね、以下ということなんで、高校生については、時間、データベースしっかりしたものがないので、それは今、担当課長が申したとおりであります。

国会のほうでも今、議論されておりますが、我が村では、残り半分の分でございますが、2月、3月にクーポン券5万円という話で、選択することができるということのようでございますので、我が村では現金を配布させていただく方向で現在検討しております。

その理由は、5万円、村内の子供たち、18歳以下にクーポン券配られたとしても、買物をするところが限られていると。多分上田とか、あるいは佐久とか、あるいは高崎とか、あるいは前橋のコストコとか、あるいは村外で使用されることが非常に多いということであるならば、我が村では現金を5万円、残りの分についても、今すぐ配布できればもっといいんですけれども、手続上、時期が来たら現金を給付する方向で現在検討しております。よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、一部賛成というのは、この中に人勧を実施するという職員の給与引下げが入っているので、そういう点では反対の立場なんですけれども、全体的に非課税世帯とか困窮世帯、子育て世代を応援するということでは、大いに進めていただきたいと思ひますので、ぜひそのこともお願いしたいと思ひております。

それから、今後の要望として、やはり村民の皆さんは、本当に文化祭がない、つまごい祭りが無いということで、いろいろ閉塞的、不安があるとか、コロナ、これからのオミクロンにも不安を持っているというところなので、補正予算、今回が第6号ですけれども、やっぱり第7号等では、うんと吟味して、そういった行事の見直しした分とか、先日の補正予算にも、中学校の交流事業がなくなったというので、一般会計からの支出もないとか、そういったことを吟味して、やっぱり少しでも、やっぱり住民税非課税世帯ぎりぎりの、非課税世帯

にはならないけれども大変だということと、先ほど言ったように、コロナにより皆さん、いろいろ耐えたり我慢したりしているわけだから、そういった全村民に本当に僅かでも配布できるようなことを考えてほしいと思っております。

先日、上毛新聞には、渋川市もこれまでの3,000円にプラスして7,000円を一人一人に配るとというのが載っていましたが、1万円とか何ぼじゃなくても、やっぱり一人一人にも配布してほしいというのを要望としておきます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、議案第64号 令和3年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 7ページの歳出、保険給付費の高額療養費の中で、一般被保険者高額療養費が2,000万円増えているわけですが、その辺の負担分ということで説明がありましたけれども、これは要因として考えられることは、どのようなことなのでしょう。それを教えていただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 伊藤議員の質問に対して回答させていただきます。

こちらの高額療養費ですが、コロナの影響で早期受診者が減ってしまった結果、重篤患者が増えて、高額の医療費が増額したことが原因だと考えられております。

全国でも、そういった影響があったということで受けておりますので、そのようなことで理解していただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、議案第65号 令和3年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 6ページの4款保険事業費、2目の疾病予防費補正額100万円ですけれども、説明の中で特定健診委託料ということでは、これは、先ほどはコロナで、受診者が

なかなかしなくてというんですけれども、この予防のほうでは、予定した人数よりも健診者が増えたということに捉えていいのか、お答えいただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

こちらの疾病予防費ですが、特定健診の受給者数が見込みより増えたということで捉えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第4、議案第66号 令和3年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第5、議案第67号 令和3年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第6、議案第68号 令和3年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第7、議案第69号 令和3年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第8、議案第70号 サービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第9、議案第71号 婦恋村国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第10、議案第72号 婦恋村手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 提案理由の中に地方公共団体情報システム機構というのがありますけ

れども、これは調べてみましたら、2021年からデジタル庁が発足したことによって、国も関わるというので、これが国と地方公共団体で運営する法人のようですけれども、婦恋村の個人情報とかが、村民の個人情報がこのことにより、どうなるかというのがすごい心配なんですけれども、その辺の個人情報保護は守られていくのかどうか、答えていただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

個人情報につきましては、今までどおりの方法で保護されておりますので、今回の手数料の徴収事務の変更については影響がございません。でよろしいでしょうか。すみません。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 個人情報が守られるというのは、手数料のほうには関係ないということですが、今、村にある個人情報保護条例の条文が全て生かされて、村民の情報は守られるというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

個人情報については、先ほど住民課長のほうからご説明がありましたが、その他のいろんな個人情報もございしますが、そういったものも全て、当村では守っていくということで条例のほうもしておりますので、ご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） これに関連して、例えば、これは料金の徴収なんですけれども、カードを紛失したときに、カードをなくしたときに、今までどおり役場へ来て発行してもらうのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 大久保議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーを落とした場合ですが、まず警察に届出が必要になります。それで、村に申請を出していただければと思います。よろしいでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第11、議案第73号 孀恋村空家等及び空地の適正管理及び有効活用に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） すみません、ページ数がない、13条なんですけれども、代執行等というのが書いてあるところで、代執行法にのっとって、「自ら義務者のなすべき行為をし、又は第3者をしてこれをさせることができる。」というのが、すごく村の権限というかが強いのか、村民のほうとしては、これは不安材料にならないのかどうか、ちょっと、空き家を持っている方のほうとして、こういうのはどんなふうになるのか、不安があるんですけれども、その辺の13条について説明していただきたいのと、それから、次のページの第19条で、空家等の所有者等に関する情報の利用等というので、その下のほうに、「その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。」というのがあります。

ますけれども、こういうのは、例えば利用料とか、何か費用がかかるのかどうかというのがちょっと分からないんですけれども、その辺について説明していただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えします。

第13条になりますけれども、空き家はそもそも所有者がいるわけですし、所有者が一番の空き家として、今後管理もしていく必要があるわけになります。ただ、そういった中で、村から離れたですとかいった場合に、近隣の人々や区なりからの申出で、村は危険家屋等、動くという意味になりますけれども、まずは自らが管理する必要があるという特別措置法の法律となります。

続きまして、所有者等に関する情報の利用となりますけれども、空き家調査、区からですとか近隣の人からの情報が寄せられた場合に、税務課あるいは水道課なりの固定資産税などの情報がそのまま引用できると、また、それ以外の目的には使わないということになっております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） たしか国の法律のほうでも空き家の法律が決まっていて、ちょっと十分詳しくないんですけれども、例えば強制執行した場合というのは、それはその方からは、壊し代とかそういうのはもらえなくて、村がやっぱり費用をかけてやっていくような法律だったかと思うんですけれども、この13条というのは、そこまで匹敵するものなのかどうか。ちょっと文章だけでは分からないので、教えていただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの質問ですが、空き家等に対する措置の流れという、計画の中にありますけれども、まずは連絡ですね。こちらから所有者に助言、提言、お願いということになります。それで協議会などで勧告が決まりましたら、勧告ですとか命令とかになりますけれども、またこれが、利用ですね、この空き家を、例えば地方公共団体なり区が活用したりですとか、そういう理由にもよると思います。

それと、単なる危険家屋ですとか、そういった場合に、こちらから所有者に投げかけて、交付金事業を申請していただくようにしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） すみません、それで、最後ですけれども、この条例は令和3年何月何日のところが空欄ですけれども、これは、日付はまだ決まっていなかったのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの質問ですけれども、日にちを入れていないんですが、交付の日から施行という予定でいしましたが、一応、協議会をこの後、この条例が承認いただきましたら、協議会の皆さんと決め事をつくりまして、4月1日からとか、そのような日になりで施行できればと考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第12、議案第74号 上田市との間における上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） このカラーのところの質問なんですけれども、補足資料の次期ビジョン案のほうで13番目ですけれども、森林づくりと森林資源の有効活用というので、ここに5項目ありますけれども、これは森林の多い嬭恋村としても、いろいろ研究・検討していくことがいいのではないかと思いますけれども、嬭恋村が入っていないですけれども、ぜひ入っていただけるようにできればと思うんですけれども、何かここに入っていない理由等あるのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えします。

今まで嬭恋村は、この事業に加わっていないで来ております。ちょっと詳細な正確な理由にはならないかと思うんですが、長野県のほうで、いろいろ市有林とか民間の民有林とかございますけれども、そういったところが連携をして、例えば森林経営管理制度のシステムの導入とか、連携してやっておりますけれども、嬭恋村はちょっと県外ということで、それにちょっとなじまないというところもありまして、入っていないんではないかと思われま

す。以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第13、議案第75号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第14、議案第76号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第76号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） 議案第76号 工事請負契約の締結につきまして、説明をさせていただきます。

1、工事名、旧婦恋村立東小学校体育館等解体工事。

2、契約金額、金6,562万6,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額596万6,000円。

3、工事場所、婦恋村大字三原地内。

4、契約の相手方、渡辺建設株式会社、群馬県吾妻郡婦恋村大字三原875番地です。

主な工事の内容ですが、旧東小学校の体育館とプールの解体工事となります。

裏面をご覧ください。

入札の経過がついておりますので、ご覧ください。よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 今回はこれでいいと思うんですけども、当初は校舎ですか、校舎まで含んで、8,000万円というような予算組んでいたような気がするんですけども、これは体育館とプールだけとなった理由は何でしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

旧東小学校の校舎につきましては、現在、貴重な民具ですとか、そういったものをお預かりしておりますが、ほかの場所にそういった保管するところを現在調整しておるところと、解体について、どういうふうにしていったいいか、そのほかについても現在、建設技術センターのほうと協議を行っている、まだ調査中の部分もございますので、検討中でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保議員。

○10番（大久保 守君） 内容は分かりました。ただ、検討中というのは分かるんですけども、いつ頃までを目途としているんですか。目途、時期は。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの大久保議員のご質問についてなんですけれども、現在、いつ頃までということは、ちょっと今の段階では、申し訳ないんですが、はっきりお答えはできないところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保議員。

○10番（大久保 守君） たしか東小学校は、地滑りで建物が倒れ込んできているというんで、一度前のものを、校舎を壊したわけですよ。あれは、黒岩憲司先生の品物等々があると、急には壊せないということで残してあるんですけども、村長に聞きたいんですけども、危険なものですよね。地滑りで、確かに口が開いていたんですが、前は。やっぱり倒れ込んでいると思うんですね。

今、時期的に答弁はできない、それは分かるんですけども、当局としては、どこへどうやって持っていくのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 旧東小学校の、大久保議員のご指摘のとおり経緯がございます。約七百数十名の方が請願を出して、あそこ何とか、中にあるものを残していただきたいと。

それから、あの建物につきましては、黒岩憲司先生が文部科学省の、全国ですばらしい建物、オープンスペースという校舎であるということもありまして、あの中に古い古民具等が貯蔵されております。議会のほうでも視察をしていただいた経緯もございます。

今、事務局長が話したように、実は当初予算、大久保議員のご指摘のとおり、解体ということを検討しておりましたが、あれを校舎の一部を解体すると、維持管理がまた大変だという話で、空間ができると維持管理そのものが難しいというような話のようでございます。したがって、あの建物そのものについては、今、取りあえず技術センターのほうと協議を担当がしておるといったことのようにございます。

しかし、大久保議員のご指摘のとおり、いつまでもというわけにはいかないと、こう思っております。関係する方々としっかり、特に文化財関係の方等の意見を伺いながら、方向性

をしっかりと定めてまいりたいと、こう思っております。

なお、体育館とプールにつきましては、ご承認いただければ早急に解体をし、残されたものについては、いつまでも放っておくわけにはいきませんので、また、実は地元の要望もあるのかなのか、あと土地の話、不動産の話も、全協で説明させていただきましたが、何とか早く決着をして、きれいに未来に、あやふやな部分がないように、土地のほうも含めて、しっかり地元の意向を確認しながら進めてまいりたい、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 3点お聞きしたいと思っておりますけれども、今、大久保議員から出された、東小学校にある民具等の、いろんな文化財に近いものというのは、今度の資料館の倉庫とか、いろいろなところにとかという、そういう計画でもないということなんですか、今の答弁だと。それが1点お聞きしたいのと、早くやっぱり移動先、移動する倉庫、管理もちゃんとできる倉庫の建設も考えなくちゃいけなくなるかなと思うんですけれども、その辺の、やっぱり目途はどうなっているのかというのが1点と、それから以前、プール使用の話をしたときに、ここはアスベストがあると言ったけれども、アスベストのものというと、結構、近隣の住民にも影響がないようにというのが大事なことになると思っておりますけれども、そういったものを含めて、この工事費で大丈夫なのかどうか、ちょっと心配なのがありますので、確認したいと思っております。

それと、もう一点は、工期はいつまでになるんでしょうか。

その3点、お願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの伊藤議員のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の資料館のほうへの展示ということですが、そちらにつきましても、現在検討はしております。今後そちらについても、工事、向こうの施設の関係がつきましたら、考えながらしておりますので、そちらはよろしくお願いいたします。

それと、プールの使用のアスベストにつきまして、こちらはアスベストが入っております。工事費の中にも含まれておりますので、そちらのほうは大丈夫です。よろしく申し上げます。

それと、3点目は、もう一度よろしかったですかね。

〔「工期」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） 工期ですね。工期につきましては、これから契約をさせていただき、可決していただければ、させていただくんですけれども、年度内といいますか、今年度事業で考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、16日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから16日まで休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 本日は、これにて散会をいたします。
ご苦労さまでございました。

散会 午前10時58分

令和 3 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和3年第6回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和3年12月17日(金)午前9時58分開議

- 日程第 1 請願書、陳情書等の審査報告について
日程第 2 一般質問
日程第 3 議案第77号 土地の取得について
日程第 4 議案第78号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算(第7号)
日程第 5 閉会中の継続審査申出について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 黒岩敏行君 | 2番 | 土屋圭吾君 |
| 3番 | 石野時久君 | 5番 | 佐藤鈴江君 |
| 6番 | 土屋幸雄君 | 7番 | 松本幸君 |
| 8番 | 黒岩忠雄君 | 9番 | 伊藤洋子君 |
| 10番 | 大久保守君 | 11番 | 羽生田宗俊君 |
| 12番 | 大野克美君 | | |

欠席議員(1名)

- 4番 上坂建司君
-

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------------|-------|--------|--------|
| 村長 | 熊川栄君 | 副村長 | 加藤康治君 |
| 教育長 | 地田功一君 | 総務課長 | 黒岩崇明君 |
| 会計管理者兼
税務会計課長 | 滝澤文彦君 | 未来創造課長 | 佐藤幸光君 |
| 交流推進課長 | 宮崎貴君 | 住民課長 | 宮崎由美子君 |

健康福祉課長	熊川真津美君	建設課長	滝沢勇司君
農林振興課長	横沢貴博君	上下水道課長	宮崎忠君
観光商工課長	黒岩建五郎君	教育委員会 教務局長	目黒康子君

事務局職員出席者

議会事務局長	土屋和久	書記	宮崎剛
--------	------	----	-----

開議 午前 9時58分

◎開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） 婦人会の皆様、傍聴ありがとうございます。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第6回婦恋村議会定例会を再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日目に、請願書1件を所管の委員会に付託し、審議を願っておりましたが、審査が終了いたしましたので、ただいまから委員長報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 松本 幸君登壇〕

○総務文教常任委員長（松本 幸君） 傍聴の皆さん、大変ご苦労さまです。

総務文教常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、12月13日午前11時15分から委員会を開会し、請願1件についての審査と各課からの報告を受けました。

委員会には、議長及び委員6名、当局から村長、副村長、教育長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

最初に、群馬県医療労働組合連合会中央執行委員長、出浦匠人氏から提出された請願第3号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める請願について審査を行いました。

この請願については、昨年12月議会、今年の3月議会において、同じ内容で陳情・請願という形で提出されて、趣旨採択となっております。

請願の趣旨は、新型コロナウイルスによる感染拡大により経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、社会保障体制などの脆弱さにより国民の命と健康が脅かされている。90年代後半から行われてきた医療・介護・福祉などの社会保障費の抑制策により、感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員・保健師の人員不足がコロナにより明らかになった。社会保障・社会福祉に係る国庫負担を増額し、安心・安全の医療・介護・福祉提供体制を確保しながら、75歳以上の窓口負担2割化の中止や消費税を減税するなど、国民負担を軽減することを国に意見書として提出するよう求めるものです。

紹介議員の伊藤議員から、日本医療労働組合連合会のパンフレットを基に、日本の医師・看護師数の病床数に対する割合が欧米の国々よりも低いことなどを説明し、村議会としてもこの請願を採択してもらいたいとのことでした。

各委員からは、医療従事者の人手不足は深刻な問題である。外国人実習生の確保もコロナの中で厳しいが、そこを強く要望することが重要、75歳以上の医療費窓口負担の件は、若年層とのバランスなど全体的に考える必要がある。大幅な体制整備には多くの財源が必要であることも確かで、消費税を減税して財源はどうするのか、難しい面がある。趣旨採択としたいとの意見などで、全員一致で趣旨採択と決しました。

その他で、未来創造課より、令和2年国勢調査の結果による群馬県の人口と世帯数の推移について説明がありました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 請願第3号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める請願について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ございませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、この請願をぜひ採択して、国会に意見書を上げることを求める

立場で意見を述べさせていただきます。

すみません、座って失礼します。

先ほど委員長からも報告がありましたけれども、この請願については、昨年の12月等にもお願いをして、趣旨採択ということがありました。その後の国会の情勢としては、全国では251議会、国会議員の中では135名の人たちしかいないということで、国会の中では審議未了という扱いを受けております。

今、新型コロナ、そして今、オミクロン株とか、深刻な状況の中で、テレビ等でも、皆さんも医師不足、看護師不足と、1970年代から、保健所が今現在半分ほどに減らされている、それはみんな国のほうがやってきたわけですが、そうした中で、コロナにより今、医療現場が大変になっている。それをやっぱり地方から、それから県からとか意見を上げていって、国にやっていただくのが私たちのお願いだと思います。

確かに財源のこととかありますけれども、その財源は、やはり国が私たちの声を聞いて、どうするかということを考えることだということを、皆さん議会もご存じだと思います。なぜならば、今までにも道路の問題、上水道の問題でも、皆さんも国に声を上げに行くではないですか。

だから、私としては、この婦恋議会からも、ぜひ医療を立て直してほしい、そういう声を一致団結して上げていただきたい。そういう意味で、私は採択して、国に意見書を上げたいと求めたいと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

請願第3号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める請願について、委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、本案は総務文教常任委員長の報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、一般質問を行います。

上坂建司君ほか3名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

最初に、上坂建司君の一般質問についてですが、本日、上坂建司君は欠席となっております。

よって、会議規則第60条第4項の規定により、一般質問の通告は無効となります。

◇ 佐藤鈴江君

○議長（土屋幸雄君） 次に、佐藤鈴江君さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

[5番 佐藤鈴江君登壇]

○5番（佐藤鈴江君） おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、何点かにわたり一般質問させていただきます。

婦人会の皆様、大変傍聴ありがとうございます。

それでは、まず初めに、子供たちの明るい未来を育む教育についてご質問をさせていただきます。

孺恋村の総合計画の基本目標、「誰もが高いレベルで学べる教育の村づくり」とあります。2018年、新しい幼稚園教育要綱がスタートし、小学校は2020年から、中学校は2021年から、高等学校は2022年から新しい学習指導要綱がスタートし、特別支援学校は小・中・高に合わせて実施されているということです。

学校で学んだことが子供たちの生きる力となって、あしたに、そしてその先の人生につながってほしい。これからの社会がどんなに変化しても、予測困難な時代になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしいとのことを目指し、改定されたものと思います。

文部科学省は、日本の教育を一律から多様に向けて、その地域の子供に合った教育ができ

るようになったと思いますが、嬭恋村では総合的な学習時間について、何をどう教えるのか、それは各学校に任されていると思いますが、どのような取組をしているのでしょうか。

嬭恋村では、農業実習生や特定技能として活躍する外国人の方々が、多く住民登録をされています。外国語の使用が増え、国際化の波が嬭恋村にも押し寄せる中、これらに対応するため、幼稚園からの外国語教育も必要と思いますが、いかがでしょうか。少子化の中、子供たちが日常生活でも外国語を話せる環境づくりは、グローバル化する今日にとって、子供たちの将来の就職活動に役立つものと考えます。村長のお考えを伺います。

次に、オミクロン株が日本国内でも確認され、第6波への心配がされるころですが、オミクロン株は空気感染力が強く、懸念されています。嬭恋村でも例年になく寒気が予想される中、学校の暖房時の換気対策はどのようなになっていますか。

次に、J R 吾妻線の存続に対する取組についてお伺いいたします。

嬭恋村、台風19号での吾妻線の被害に対して、J Rのご尽力により復旧し、通常運行されています。先日、コロナの緊急事態宣言の緩和を受け、万座・鹿沢口から東京往復をしました。Suica等で入場し、乗車しましたが、前回乗車したときの出場の記録がないために、出場の形跡がなく、大きく赤いブザーが鳴り響きました。とても驚きました。

しようがないので、クレジットカードで乗車券を購入しようと思うと、今度は、クレジットカードは使えませんとの案内が流れました。このまま何の対策も村としてしなければ、確実に廃線の方向にいつてしまうのではないかと思います。

そこで、かつてやっていた村民号やお座敷列車等、形を変えても再度検討し、村民挙げて、他町村に通学する子供たちのためにも何らかの支援が必要であると思いますが、村長のお考えを伺います。そうすることによって、J Rとの接触回数が増え、情報を共有することも増えると思います。

高齢化が進む中、複雑な乗車方法では乗車人数を増やすことは難しいこと、J Rへ、上り下りの特急列車の乗り入れを万座・鹿沢口まで、各1本でもいいのでお願いしていくことは、嬭恋村の観光振興にもつながると思います。また、J Rへの補助金を出していくことも視野に考えていくことが必要と思いますが、村長の見解を伺います。

以上の点について、明確なる答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 傍聴の皆さん、大変ご苦勞さまでございます。

佐藤鈴江議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、子供たちの明るい未来を育む教育についてのうちの英語教育の部分と、2点目の大きな質問でございますJR吾妻線の存続に対する取組についてにつきまして、私のほうからお答えをさせていただき、続きまして、教育内容につきまして、教育長のほうよりお答えをさせていただきます。

私の生きる信条、シンクグローバル・アクトローカル、地球的な規模で物を考えてローカルに行動する、これが私の信条であります。世界各国70か国ほどを回りました。昔は、パスポートチェックで判こを押してもらうのが非常に楽しみだった。でも、今、パスポートチェックは、EUに行きますと、1か所やれば終わりというような状況で、グローバルに社会はダイナミックに変わってきております。

そのような、ダイナミックに変わる社会の中で、英語教育は必ず必要だと思って、常日頃から思っております。特に諸外国を見ますと、中国では小学生から第2外国語の授業をやっております。中国の子供たちは、英語を学んだり、あるいは日本語を学んだりしております。

ドイツへ私、ちょうど50回行ってありますが、ドイツの子供たちは、ドイツ語と英語が必ず話せます。また、英語教育もやっております。最もスタンダードなアルファベットの26文字、今、ローマ字入力でコンピューターでも、ブラインドで目をつぶっても、26文字で日本語入力もできる時代となりました。そういう意味で、私は村長に就任以来、子供たちに英語教育、第2外国語、孺恋の子供たちは英語教育ということを唱えてまいりました。

そのような中でございますが、昨年度、小学校、今年度は中学校、新しい新学習指導要領が全面実施となりました。その目玉は、外国語及び外国語活動の早期化・教科化でございます。このことから、外国語教育の重要性が強く伝わってきているところでございます。そして、子供たちを取り巻く今後の社会に向けては、豊かな語学力を身につける英語教育が重要視されることは間違いございません。

佐藤議員のご質問のとおり、幼稚園からの外国語教育も必要であると考えております。幼児教育関係では、これまで年1回から2回のALTの訪問、園行事等への派遣、英語版の絵本のゲーム、音楽CD等の教材の配置等を行ってまいりました。さらなる導入拡大に当たっては、幼児の成長段階や発達段階等に応じた十分な配慮の下に行われることが重要と考えております。

引き続きまして、吾妻線の活性化についてのご質問でございますが、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が収束したときには、まずは職員出張時の吾妻線利用を再開する予定でありましたが、先ほどご提案いただきました、かつての嬭恋村村民が参加する村民号のような団体旅行や、個人旅行に対する補助金制度も検討したいと考えております。

また、万座・鹿沢口駅はS u i c a が利用できますが、S u i c a が利用できない駅もあるため、降りたときに困ることがあると承知しております。ご存じのように、渋川・吾妻地域在来線活性化協議会においても、S u i c a の導入や万座・鹿沢口駅への特急列車乗り入れなどを要望しておりますが、現実には、まだ実現できていないのが現状でございます。

今後とも存続に向けた取組が重要と考えておりますので、村民の皆様方のお知恵をお借りし、また村民のご理解をいただきながら、しっかりと存続に向けて政策を遂行してまいりたい、こう思っております。

参考までに、渋川・大前間における1日当たりの平均通過人員のデータがございます。J Rさんの提供によりますと、ピーク時の平成4年には4,186人の利用がございました。平成28年から令和2年では1,493人ということで、平成4年に比べまして64%減となっております。今後も人口減少が見込まれておりますので、さらに減少が続くと思われませんが、何とかして存続させていかなければならないと考えております。

東部地区、特に嬭恋の観光面から見ましても、嬭恋高校の存続、J R吾妻線の存続、これは村民みんなが一致結束して、しっかりとお願いをし、また、J R吾妻線には自らが乗車する、年に数回は必ず乗る、こういう強い気持ちを持っていただきまして、乗車することが存続に一番つながることだと思っておりますので、佐藤議員ご指摘のような、新たな昔やっていた村民号等、あるいはその他の旅行プラン等も真剣に考えて、前に進むべく取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

そのほかにつきましては、教育長のほうからお答えをさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤鈴江議員のご質問にお答えいたします。

子供たちの明るい未来を育む教育について。

まず、総合的な学習の時間についてであります。何をどう教えるか、また、各学校は、

その取組はについてですが、初めに、総合的な学習の時間の目指すところは、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するものとなっています。

そして、各学年、何をどう教えるかについてですが、目標及び内容が明確になっている教科等とは違い、各学校が各学年の総合的な学習の時間の目標及び内容を定めることとなっています。すなわち、各学校は、学校目標や学年等の実態に応じた目標を定め、その実現するにふさわしい研究課題を設定することとなります。

各学校の取組、テーマについてお答えします。

東部小学校においては、3学年、孺恋村博士、4学年、孺恋村のよさ、5学年、孺恋村再発見、6学年、孺恋の文化財、西部小学校では、3学年が孺恋村の産業、4学年、孺恋の自然・環境、5学年、高齢者との関わり、6学年が孺恋の文化財、そして、孺恋中学校においては、1学年、地域に学ぶ1として、ふるさと調べ、2学年、地域に学ぶ2、職業体験学習、そして、3学年が、住みやすい未来をつくるとしまして、自分の将来、地域の未来、そして、学年を通しての平和学習も行っているところでもあります。これらは、各テーマに基づく、いわゆる調べ学習、あるいは課題解決学習といった学習になります。

ちなみに、昨日お世話になりました火山砂防フォーラムでの発表内容についてですが、これは、中学校第1学年における総合的な学習時間の地域に学ぶ1、ふるさと調べの浅間学習に位置づけられるものであります。

続きまして、学校の暖房等の換気対策についてお答えいたします。

コロナ禍はもちろん、インフルエンザ等が大変はやってくるこの冬場に、感染拡大する可能性は大変大いにあるかなというふうに思います。これまでの新しい生活様式を粛々と実践することが最も大切であるというふうに考えます。特に3密になりやすい教育施設における積極的な換気は、感染リスクを下げる効果が大いに期待されます。

学校における現在の取組についてお答えいたします。

学校一律とはなっていませんが、定期的に、単位時間終了時ということになりますが、それごとに各クラス大きく窓を開ける。そして、廊下側の窓を常に開けておくというような方法、さらには、空気の流れをつくるために、外側の窓を5センチほど開け、廊下側の天窓を常に開けておく。さらに、常時ですが、扇風機を回しておくといったことを今実施しているところでもあります。

感染予防については、これまで同様に、校長会等において効果的な取組を情報共有するな

どして、各学校がよりよい効果的な方法を積極的に取り入れていけるよう、今後も一層努めていきたいというふうに考えます。

以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 総合学習の時間、丁寧な説明をいただき、ありがとうございます。

学習時間を任せる先生に対しては、どのような指導をされていますか。また、婦恋村としては指導要綱等はあるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

先生方については、当然研修はもちろんなんですが、主導要領、指導書というものがありますので、それを基に、まず目標に対しての考え方、そして、目標を達成するための学習内容、そして、学習内容を身につけるための過程というようなことについての基本を学んでいただき、それを基に、各学校の目標はもちろんですが、実態あるいは学校目標にも照らし合わせて進めていくような指導をしているところであります。

2つ目の要綱はあるかということですが、これについては、教育課程というものがありません。その中で、総合的な学習の時間の全体計画及び年間指導計画、さらには、それに関わる必要な、例えば体験的な場所や、あるいはゲストティーチャー等々の、そういった要素を盛り込んだ、きめ細かな指導計画というものを用意してあります。

以上であります。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） また、総合学習の時間には、今までの各学年の取組をお聞かせいただくと、やはり地域人材の活用等もされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

人材育成ということですが、そういったことが、当然学校としても、教育委員会としても、どんどんできればいいんですが、なかなか人材育成というのについては、環境はもちろん、いろいろな条件等がそろわないとできません。

そういう中で、実はジオパークの方々や、あるいは資料館の館長さんをはじめ、そういった関係者、そういった方々を積極的に取り込むということで、先ほどもお話ししたとおり、外部指導者、あるいはゲストティーチャーというような形で、積極的に教育課程等に位置づけ、それを積極的に活用していくというようなところで、人材を確保しているというような状況であります。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 昨日、私も火山フォーラムで、中学生の発表を聞かせていただきました。素晴らしい取組であったと思います。

次に、定例会の資料の中で、令和3年度教育委員会点検資料報告書の中に、語学指導を行う外国青年招致事業の評価、ALTとのふれあい活動を通して、幼稚園児の国際感覚を養うとあります。どのような取組をされているのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほども村長もお話がありましたけれども、幼児教育における英語教育というものについては、やはり重要だというふうに思っています。

なかなか発達段階、成長段階において、小学校や中学校のように英語活動とか、あるいは英語の教科とかというわけにはいきません。基本的には、幼児教育については、日常生活における英語、そういった外国語に触れる機会とか、あるいは、そういったものを使って遊んでみるといった、そういった日常生活の中、特に遊びの中にそういったものを入れていくということがとても大切であります。

そんなことから、英語をどうにすることではないんですが、いろいろな、そういった国際教育的な感覚を養うため、あるいは生活の中で体で感じたりするために、先ほども申し上げたとおり、教材、特に絵本とか、あるいはビデオとか、歌のテープというんですか、音源を使ったりとか、そういった形で、まず幼稚園の環境構成において整備していこうというような形で、主に行っているものです。

なかなか、子供たちを集めて何かをするというわけにはいきませんが、生活の中のそれぞれのいろいろな遊びの端々、あるいは遊びの材料として、そういったものをできるだけ増やしていけるようにしたいというふうに今後も考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） その中で、やはり大事なことというか、ノーベル賞学者の利根川進教授という方がいらっしゃいます。この方は、脳科学とか分子生物学の世界的な大学者であります。この方が講演の中で、生まれたときの赤ちゃんの脳波は7.5ヘルツで、非常に快適な状態な脳の状態だそうです。全てのものを吸収できる、受け入れる、そういう状態にあるそうです。そのために、小さなときから外国語に接している赤ちゃんは多言語を話せるようになるそうです。

そのために、やはり今後、幼稚園の中でも、先ほど村長のほうからは、年1回、2回、ALTの指導があるというようなお話がありましたけれども、やはりその機会を増やして、ダンスや歌等の英語を通した、そういった簡単なものから入っていくということで、英語に触れ合う機会が増えれば増えるほど、語学に対する吸収度は、幼稚園の小さな年齢であればあるほどあるということでもありますので、その辺の取組をお願いしたいというふうに思います。

その次に、英語教育強化地域拠点事業が終了していると思いますが、その成果と現在の継続した取組について伺いたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の英語教育強化地域拠点事業、これは文部科学省からありました。即手を挙げまして、群馬県教育委員会のほうにお願いをして、群馬県下では3地域、前橋の某小学校と沼田市と嬭恋村ということで、文部科学省の指定を受けました。平成24年から25年だったと……

〔「26年です」と呼ぶ者あり〕

○村長（熊川 栄君） 26年からですか、認めていただきました。

それで、今、佐藤議員のおっしゃるとおり、県下から研修に、ほかの地域から学校にお越しただいて、私もその現場を何回か視察をさせていただきましたが、先進的にトップランナーで英語教育しよう。そして、私も外国へ行って、難しい文章をびゅっと、こういうふうに言うんじゃないくて、ハロー、グッドモーニング、グッドイブニング、サンキュー、こういう日常会話が最も重要。それで、今、佐藤議員のおっしゃるとおり、子供のときから、例えば音楽と一緒に、ジングルベル、ジングルベル、ジングルオールザウェイと、こういうものを音で聞かせる、覚えさせる。こういうことが物すごく重要だと私は今でも思っていますし、今後もそういう教育を、教育委員会のほうにもまたご指導ただいて、進めてまいりたい

い。

日常の中で英語に触れる、そして、2か国語ぐらいは会話ができる、難しいことはいいと思いますが、そういう地域社会をつかっていきたい、こう思っております。

なお、今は翻訳機能がすごいので、例えばローマ字入力26文字で、アルファベットで打って日本語に転換する、さらにそれを英語に、ばたっと出ます。ドイツ語に変換といえば、ドイツ語がばたっと出ます。日本語の文章ですね。

もう一つ危険なのは、コピー・アンド・ペースト、コピペでみんなこういうふうには、論文を盗んで貼り付けて論文作ると、こういうふうな弊害もございましてけれども、時代はダイナミックに変わっていますから、やはり、それにしっかりと対応した形の子供たちの教育、特に外国語教育、これについては今後もしっかり取り組んで、群馬県の中でも子供たちが、孀恋の子供は英会話できるなど、こんな社会をつかっていけたらと思っています。

その他、教育長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

教科指定の英語事業ですが、成果として言えるのが、まず小学校等においては、そういった英語環境が大分整ったということでありまして。さらに、学習はもちろんですが、子供たちが使う、あるいは先生が指導に使う教材が大変増えました。さらには、中学校における英語について、子どもは文法とか、いろいろ主にやってきましたが、なかなか英語でしゃべること、話すことができないんですが、子供たちは、おおよそ日常生活における英語のやり取りはできるようになってきています。

その裏には、またそういう機会があれば、議員の皆様にもぜひ見ていただきたいんですが、今は中学校1年生から3年生まで、英語の時間はオールイングリッシュで行います。そんなところも、今求められている教育要領の中にも示されているんですが、4年前に先取りをして、4年間指定を受けたことによって得られたものでもあるかなというふうに思います。

さらに、議員の皆さんにも大変お世話になっておりますけれども、英検ですね、英語検定の受験料、頭打ちであります。1人5,000円までということで、大変ありがたく思っています。そのおかげで受験率は大変上がっています。これも、そういった指定及び村の姿勢、そういった支えによって向上してきている結果というふうに思っています。

今後については、村長も話していましたが、やはりこれからは国際教育社会であります。

国際社会であります。そういう意味からすると、やはりしゃべれるというだけでなく、内容の濃い、要するにレベルの高い、そういう英会話、こういったものができることが、やはり目指すところかなというふうに思っております。

学校教育の中ですから、限られたことありますが、そういった意味で、孺恋村の教育においても、そこを目指して今後取り組んでいきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 全協の中でも、ALTが1名だったのが、1名多く赴任することができて、人数が2人になったということをお聞きしましたけれども、今後は、そういったALTの活用はもちろんですけれども、外国人講師等を臨時的に雇うとか、また在住している外国人もいらっしゃるので、そういう人材の確保をして、幼稚園のゲーム感覚であったり、日常生活の会話等を取り入れていくという考え方はあるでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、やはりそういった環境はもちろん、人材的なそういった配置も含めて、積極的にやっぱり取り組んでいきたいなというふうに思っています。

しかしながら、学校教育、学校現場というのは、まずは安全でなくてはいけないということ、あるいは、教育課程というものがあまして、何を教えるのか、目標、そして狙いがあるって、さらには、それを達成するための学習内容があります。そして、どんな方法で、この方法の部分で導入していくということになるかと思いますが、やはりそういったことも総合的に考え、やはり子供たちの安全・安心、そして確かな学力、そういったことを基本に、総合的に判断していきたいというふうに思います。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今後も積極的に、そういったところの取組、また幼稚園時代においては、挨拶等も英語ですとか、簡単な会話をしていくという環境づくりをしていってほしいというふうに思います。

次に、学校のオミクロンの換気対策であります。孺恋村には空気清浄機等の導入はあるのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 目黒康子君登壇]

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

空気清浄機につきましてですが、今年度、エアコンを職員室に導入しましたが、幼稚園、小学校、中学校において、空気清浄機と申しますか、換気システムは整っております。

西部小学校と西部幼稚園においては、そういった換気システムは、簡単なものなんですが入っております、空気清浄機というものにつきましては特に設置はしておりません。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今後についても、嬭恋村には、幸いなことに感染者は今のところ出ておりませんが、学校の生徒の中には、予防接種等も接種されていない方もいらっしゃると思いますので、今後さらなる換気対策について努めていただきたいと思います。

次に、JR関係に移らせていただきたいと思います。

先ほど、村長のほうから、職員の前橋等の出張時の利用実績は、なかなか厳しいという状況がありましたが、実績が何件かあったのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

[未来創造課長 佐藤幸光君登壇]

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの佐藤議員の質問にお答えします。

昨年度の4月から始めるということで、新前橋駅に公用車を1台駐車して、そこまで吾妻線を利用して県庁等に行くという計画であったんですけども、コロナの関係で出張が激減をしているということで、昨年、今年含めて、数件程度というような状況になっております。

収束したら、また復活をしたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 過去の質問で、未来創造課長のほうから、嬭恋版のSuica等の導入を検討したいということは答弁されましたけれども、その後どうなっているのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

[未来創造課長 佐藤幸光君登壇]

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、その後、具体的にはなっておりません。

ただ、先ほど村長のほうからもありましたように、かつての村民号ですとかお座敷列車と

か、最近は個人旅行というような時代ですけれども、そういった方々に吾妻線を利用していただくような補助金制度等、検討していきたいというふうに考えています。

決済システムがちょっと不十分ということですが、この辺については、JRさんが絡むと、村独自というのもちっと難しい点があるかと思しますので、その辺の利便性は上げられるように考えてはいきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、2019年2月22日の上毛新聞の掲載で、鉄道の存続へ利用増を図るために、県から、沿線住民の意識の喚起をしたりする利用促進アクションプログラムをJR吾妻線を含む4路線で策定をされました。県の5年計画では、2023年度10%アップを目指していますとあります。沿線住民への啓発活動は、どうされているのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですが、アクションプランの中に、嬭恋に関しては、大前駅の駐車場の整備を要望させていただきました。ただ、県のほうも、ちょっとその後の計画変更がありまして、アクションプランのほうの予算が大分削られたということで、今、白紙の状態に戻ってしまったというような現実がございますけれども、引き続きその辺は、JRさん、県のほうに、いろいろ要望していきたいと考えております。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） なかなかJRも、例えば時刻表が変更になったときに、変更になりましたという報告を受けるだけでは不十分だというふうに思ひます。それは、やはり企画的な列車等も考えていくという、過去にもJRについて質問があったときにお答えをしていますけれども、やはりJRとの窓口の接触回数が増えていくということで、やはり時刻表変換には、2年、3年先までかかってしまうということがありますので、その辺については積極的に、JRとの窓口交渉をできる機会を増やしていくということが大事だというふうに思ひます。

その点についても、万座・鹿沢口駅周辺整備を補助金を頂いてされたわけですし、それには嬭恋高校の存続ということで、補助金を、万座・鹿沢口、きれいに整備されました。それについては、群馬県立高校の統廃合が、そろそろ県の段階で決定をしていくというふうに思ひますが、その辺の情報について、何か確認をされているところがあれば、教えていただき

たいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、県のアクションプランの話で一言、今、未来創造課長がお答えをさせていただきましたとおり、群馬県県土整備部の交通政策課、マツオカ課長さんが、大前駅、それから郷原駅、それから市城駅、それから金島駅、ライド・アンド・ドライブという計画をつくって、そこを計画、全部整備しますと。これはよかったねということで、関係市町村も、渋川の活性化協議会、渋川市長が会長をやっています、吾妻郡の町村長全部入っていますが、よかったと、みんな大喜びしておりました。

ところが、県の知事が替わりましたら、廃止されました。今でも非常に残念です。当時のマツオカさん、交通政策課長、ここへわざわざ、大前駅まで来ていただいて、そして、ここは全部駐車場、舗装打ちましょう、ここどこに何年やりましょうと。吾妻線、全部これまでプランができていたのに、知事が替わったらこれが白紙になっちゃったと、こういうことの経緯がございます。

引き続き、やはり吾妻線、今、佐藤議員のご指摘もありました、しっかりとまた議員の皆さんともご理解いただいて、またしっかり前向きに取り組んでまいりたい、こう思っております。

それから、高校の再編のお話がありました。新聞見れば、皆さんご存じのとおり、桐生では桐生高校、桐生女子高校、桐生南高校が統合、そして、高校の統合で、最も長く統合できなかった沼田高校と沼田女子高校、これも統合ということで、両方の同窓会も同意をしたという状況になっています。

吾妻郡におきましては、子供たちがたくさん減ってきて、嬭恋高校も情報ビジネス科、入学式に行ったら、入学者が1名だったと。私もむちゃくちゃショックを受けました。このままじゃまずいと。何があっても、議員の皆様にもご理解をいただいて、必要があれば議員の皆さんも、JR吾妻線も嬭恋高校も、真摯にお願いの書類を作って、そして、みんなでお願いをするべきところは、しっかりお願いをしていきたい、ぜひとも議員の皆様にもご理解をいただきたい。

現状の吾妻郡内の高校につきましては、ご存じのように、中之条高校と吾妻女子高等学校が統合がされました。現在、長野原と嬭恋に1校ずつあるという状況でございます。

私は、今までもお願いをしてきました。婦恋高校はスケート、全国募集をお願いしました。お願いしなければ実現しないことだと私は思っています。これを何としても、オリンピック選手が7名も出た歴史と伝統のある、なおかつ、スピードスケートのオリンピックの強化部長である黒岩彰さん、あるいは銀メダリストでありました黒岩敏幸さん、これはNHKのスピードスケートの解説委員、これらの先輩がいらっしやって、何としても全国募集ということをお願いをしてきましたが、これは実現しました。

今後も、ぜひとも婦恋村の高校を残すためには、外国人研修生を入れるハイスクールをいかがでしょうか、アグリカルチャー、中之条には今、生物学科ですか、旧農業学科が変わりましたけれども、ありますが、婦恋はやっぱりアグリカルチャーだというんなら、アグリカルチャーをもう少し力を入れて、農業とリンクされるような学科をつくるとか、こういう提案も決して悪いことじゃない。何も言わなければどうなるのかと、こういうことであると私は思っております。

そういう意味で、JR吾妻線、婦恋高校の存続、今、佐藤議員のおっしゃるとおり、ぜひとも議員の皆さん、村民の皆さんのご理解をいただいて、そして、利用することが吾妻線については重要だと何回も言っています。議員の皆さん、1年間に何回乗りましたか。私は3回乗りました。領収書も取っております。やはり存続させるために自ら乗る、こういう姿勢が重要だと思っています。

佐藤未来創造課長が言いましたように、アフターコロナについては、全職員、年に数回は必ず出張の折には、前橋へ出張していますから、吾妻線を活用して行って帰るということで、乗るように指導します。みんなで頑張ってもらいたい、こう思っていますので、佐藤議員はじめ議員の皆様方にも、傍聴している婦人会の皆様方にも、吾妻線活性化、心よりお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 私は、平成30年12月議会においても質問をさせていただいた際に、村長の答弁は、企画列車等については、費用対効果の関係で問題もあるけれども、可能性について十分検討していきたいというふうな答弁をいただいています。その間について、様々検討していただいたことと思いますが、今後もしっかりと、私たち議員も全面的に協力するつもりでありますし、吾妻線が廃線にならないための活動は十分承知をしておりますので、当局と連携をして、しっかりやっていきたいというふうに思います。

また、例えば、万座・鹿沢口の乗車の煩雑さというのも、先ほど私が述べましたように、あったと思いますので、その辺について、例えばJRに対して、赤字路線ではありますけれども、村としても存続のための補助金等を出していくつもりがあるかどうかというのは、まだ答弁いただいていないと思いますので、その点についてお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 補助金を必要に応じてということだと思われれます。

村民の目線から見ましても、また議会の目線から見ましても、こういう事業をJRと万座・鹿沢口でやると。そして、それは費用対効果もあると、なおかつ吾妻線存続にも、また利用の拡大にもつながると、こういうことであれば、ぜひとも補助金を出して、制度をちゃんとしっかりつくって、また村民の理解も得ながら、取り組みたいと思っております。決して、効果があるのであれば、やぶさかではございません。よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） その点で1点、質問させていただきたいんですが、スキー場に対する委託料は3年契約で出ていると思いますし、令和4年度までと認識しています。今後もこの委託料についての経費は予算化をされる予定なのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の、今、約1,500万円の3年間ということで、来年度までで3年でございます。これは議会にも何回も説明しておりますので、今のアクティブライフの関係との契約については、佐藤議員のご指摘のとおりでございます。

その内容につきましては、今後、嬭恋村は一切、スキー場について負担等はありませんと、こういう約束もしておるということを議会でも説明しております。また、契約の相手方も、そういう認識で現在おりますので、ご理解をいただきたいと、こう思っております。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） JRに対しても、費用対効果で、効果があれば補助金を出していくということですが、やはりスキー場の1,500万円というのが当初予算から減るということであれば、やはりそういったものを財源として充てて、JR活性化のために出していくということも一つの案であると思いますが、その点について、村長がもし考えがあれば。お聞

きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今あるスキー場の関係は、そういうことで、ざっくり約1,500万円の3年はお支払いします、それ以降はお支払いしませんと、こういうことをごさいました。その金を活用して、活性化のために有効であるならばどうかと、こういうご指摘をごさいました。

これを終わるから、これに充てるという意味も含めてと、こういうことをごさいますか。それも一案かと思いますが、本当に必要な事業、例えば以前から、村民号あるいはお座敷列車等の話も、担当課長から申しましたが、各団体あるいは、例えばですけれども、農業委員さんも旅行する、区長会も旅行する、農協さんも旅行する、あるいは商工会もそういう旅行がある、あるいは各金融機関の旅行もある。こういうものも、吾妻線を活用するなら補助金を出してもいいのかなというような内部の話は現在しておりますけれども、もう少し具体化して、また議会の議員の皆さんの意見も伺いながら、必要ならば補助金を出してもいい。

また、施設整備の話、先ほどありましたが、決してやぶさかではございません。終わった金をここにという、目的的に結びつけて使うというのも一つの方法である、これも一案だと思っています。ただし、それだけの効果のあるプランニングができるかと、こういう面もあります、前向きに考えたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 私は質問の中に、特急列車の上り下り、1本ずつでもいいから万座・鹿沢口まで運行していただけるようにJRと交渉していただけないかという、その中で、今、村長が、費用対効果ということでありましたけれども、しっかりと検討していただきたいというふうに思いますが、それには、時刻表の変更というのは二、三年前から交渉していかなければ、なかなかかなわないという、言ってすぐなるものではないので、その辺について、交渉の段階だけでも考えていただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） JR吾妻線については、何とか存続をしたい、それから、今ご指摘のありました特急が、土曜日、日曜日だけでも1本こちらにという要請は、高崎支社長には、活性化協議会でも陳情を今までも出してきております。継続的にまた今後、それはそれでお

願いをしてまいりたい。また議会とも、以前、電車に乗って高崎駅までみんなで行って、陳情したこともあります。また議員の皆さんともスケジュール調整をして、ぜひとも一緒にまたお願いするものは、しっかりこつこつと丁寧に、またしっかりとお願いを継続的にしていく必要があると、こう私も、特急列車については思っております。

ぜひともそういう方向で、我々も進みたいと思いますので、議員の皆様もよろしく、またご一緒をお願いに思っております。というお答えでよろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 年1回程度の交渉というか、情報共有では、なかなか前に進まないんではないかなというふうに思います。過去においての、定例会においても何回か質問させていただきましたが、検討するというお答えでしたけれども、やはりきちんとした検討した進捗状況等もご報告いただけるように、今後頑張っていたきたいというふうに思います。

私は、今コロナ禍で、なかなか県外への外出が難しかったんですけれども、緊急事態宣言が緩和された後には何回か、万座・鹿沢口から乗車をして、コロナ前では月1回程度は、東京往復はさせていただいておりましたので、今後とも私は万座・鹿沢口から利用するとともに、しっかりと、高齢者も気軽に乗れるような、また買物プランとか、高崎とか中之条まで電車を通していくような、そういう企画も考えられるのではないかなというふうに思いますので、その点について最後お聞きして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 検討させていただき、またご報告できるようにしたいと思っております。

また、議員のほうからご提案があれば、またよろしくご指導お願いしたいと、こう思います。よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、最後にお願ひで、本当に、やはり真摯に受け止めていきながら、具体的に学校に通学をされている、渋川方面等に通学をされているお子さんもいらっしゃる。そういう足を確保するためにも、やはりきちんと交渉の機会を何回か設けていく、具体的に進めていく。検討は机上の検討ではなくて、具体的な行動で、議員共々頑張ってやっていきたいというふうに思いますので、どうか今後ともよろしくご検討いただきたい

と思います。

以上、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） 以上で、佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

新型コロナ感染が発生してから2年になろうとしています。感染状況は落ち着いたように見えますが、さらに感染力が強いと言われるオミクロン株と、感染者が増えたり減ったりしているので、気持ちは落ち着かない日々です。このようなときこそ、社会保障・医療を充実し、誰もが安心して暮らせる社会にしたいと考えているところです。

先日、一般会計などの補正予算が可決されました。コロナ感染による生活困窮者と子育て支援の予算が組みまれておりましたので、私も賛成をし、今後、さらに多くの村民の暮らしに使われることを強く要望したところです。これからも、多くの村民の声が届く、村民が主人公の村政を進める気持ちを込めて、一般質問を行います。

初めに、子育て支援としての医療対策についてです。

新型コロナ感染の広がりの中で、村民の生活は閉塞的になりつつあります。そのような中、補正予算に組み込まれた子育て支援策は一部評価できますが、私は子育てを日常から支援する意味で、子供の医療対策について2点質問します。

1つは、現在、中学校卒業までの医療費が無料となっているのを18歳まで無料化することを要望いたします。中学生以上になってくると、病気になることも少なくなるので、医療給付額はそんなに多くならないけれども、親御さんたちの安心度は高くなると考えます。村長のお考えをお聞かせください。

2つ目、来年4月から国保税の未就学児の均等割を5割軽減する国の制度が始まります。子供の均等割分は子育て支援に逆行しているということで軽減・撤廃を求めてきた関係団体や地方議員・国会議員の成果と考えております。来年度に国の制度が始まることに合わせて、

村独自に子供の均等割分を18歳までなくすことを求めます。

収入のない子供の均等割分は、世帯主にとって大変な負担になります。子供が多いほどかかってくるというのでは矛盾です。そのことに鑑みて、国が軽減策を始めるので、孺恋村がさらに子育て支援策として実施していただきたいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

次に、高齢者の難聴対策として、補聴器購入費補助を求めるものです。

高齢者の難聴のことが、時折マスコミで取り上げられます。それは、高齢になってからの難聴は人との関わりを避けるようになり、認知症になりやすくなるという問題が起こるからです。孺恋村においては、年老いても心豊かに人生を送ることができるように、その思いを込めて2点質問いたします。

1つは、村は難聴の子供さんに対する補聴器購入補助を実施しております。子供の学習する権利を補償するということで、とてもいい取組だと考えております。

以前、高齢者の難聴に対する補聴器購入補助について質問を行ったときに、検討されるという答弁でした。ぜひ児童・生徒と同じように、高齢者の難聴にも補聴器購入補助をしていただきたいと思いますが、その後、検討されて、どういうことになったのか、お答えいただければと思います。

2つ目、難聴は、なかなか本人が自覚しないと、分からないことが多いと言われていています。早期に発見でき対処できるように、村が行う健診のときに聴覚診断を行うようにすることを提案します。村長の考えをお聞かせください。

次に、村有財産の管理・運営について質問します。

村長は、村の所有する土地・建物は村民の財産であり、大切にに使わせていただくことをモットーとしますと、常日頃から話ししています。私は9月定例議会の決算時に、決算書に基づいて検討したところ、疑問に思ったことなど3点ありましたので、質問いたします。

1点目は、決算書の中に予算に組み込まれているのに、食事処水車や孺恋村木工センターの使用料及び貸付料を無料にしている点です。予算書にあるものの変更は、議会に説明があつてしかるべきと考えますが、この点について説明をお願いします。

2点目は、村有財産の管理・運営は孺恋村にとって、いいものにならなければいけません。当局が無料にしたということは、貸し付けている建物の評価価値に変動があったからなのかどうか。もしそうだとするならば、今後、有効な活用法など検討されるのかどうか、説明をお願いいたします。

3点目は、9月議会での決算説明では、先ほどもお話ししましたが、議会に説明がありませんでした。村長は、当局と議会は車の両輪、十分に説明責任を果たして、いい方向に進めていきますと話されています。

度々説明不足があるようでは、議会との信頼関係が崩れる心配があります。今後、本会議場で示された案件について、十分な説明を求めます。村長の答弁をお願いいたします。

以上、明快な答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、子育て支援としての医療対策について、高齢者の難聴対策等について、村有財産の管理・運営について、大きく3つございました。

まず、第1点目でございますが、18歳まで医療費を無料にしたかどうかというご質問でございました。

憲法26条第2項に、義務教育はこれを無償とする、義務教育は無償だと、教育は義務だと、これが義務教育。でも、法律の定めるところに教育を受ける権利を有すると、これは教育の権利であると、これはまさに21世紀の権利であります。したがって、私は、できるだけ宣言規定と、最高裁判所の判例はありますけれども、できるだけ義務教育は無償にすべきだと思っております。

こういうことに基づきまして、嬭恋村では学校の給食費を、群馬県下でも、ほぼ第1番に無償としました。また、学校が統合されるに伴いまして、前は小学校が5校あったわけですね。5校あったんですけれども、最終的には小学校2校に統合しました。遠くから通う子供の足の確保、これについては国のほうも、統合するんだから補助金も認めますよという政策的な応援もありましたが、やはり義務教育はできるだけ無償にするのが当然であると、こう思っております。

ただし、18歳まで無償化するかどうか、こういうご質問でございますので、この件につきまして、お答えをまずさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の18歳までの医療費を無料とする要望についてでございますが、今年の3月議会の一般質問において、土屋幸雄議員からも同じ質問をいただき、回答させていただいております。

伊藤議員もご存じのとおり、村では少子化対策、子育て支援施策の一環として、子育て世帯の医療費の負担を軽減するため、県が示す福祉医療支給制度基準と同様に、中学校卒業までの子供につきましては、医療費の自己負担分を無料としております。

この医療費助成につきましては、全ての都道府県で類似の助成制度を実施しておりますが、県単位で子供の助成範囲は様々であり、就学前までの助成の占める割合が54.4%と最も多く、小学校から中学校卒業までの助成としている県は41.3%、この2つを合わせますと、全体で95.7%となります。つまり、全国的に見ますと、47都道府県がございますが、95.7%の47の都道府県では中学生までは医療費が無料と、こういうふうになっているという説明でございます。

その中でも、さらに所得制限や窓口での一部負担を設けるなどをしている県が多い中、群馬県は所得制限もなく、窓口での負担もないなどの、受給者にとって手厚く利便性の高い制度となっております。また、県内においても7割の市町村において、県が示す同様の中学校卒業までの助成状況となっております。

現在の福祉・医療につきましては、少子高齢化の進展、医療の高度化等による医療費の増加や、自己負担を求める国の医療制度改革の影響を受けまして、このまま制度を続けていけるのかが懸念されておる状況もございます。将来にわたり安定的で持続可能な制度、真に必要な人に必要な支援が行き届く制度として、福祉・医療を継続させていくための検討を必要とする中、乳幼児と違いまして、体力的にも安定し、急激な症状の変化も少ない高校生への医療費助成は、必要性を思案すべきと考えております。

身体に障害のある方、ひとり親世帯の方には、既に18歳までの助成をしておりますので、前回の回答と同様となりますが、今回も他の市町村の動向も踏まえ、18歳までの医療費無料につきましては検討させていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、2点目の18歳までの子供の国民健康保険税均等割額を撤廃することを求めるのご質問でございますが、伊藤議員のご質問にありますとおり、国民健康保険税の未就学児に係る均等割額を5割減額する制度につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律などによりまして、来年、令和4年4月1日から施行されることとなっております。3月議会に条例の一部改正を提案させていただく予定で、現在準備を進めておるところでございます。

また、この制度改正に合わせまして、村独自に18歳までの子供に係る均等割額を撤廃することを求めますという伊藤議員のご質問でございました。国民健康保険では、全ての国民健

康保険被保険者が等しく保険給付を受ける権利があるため、国民健康保険加入の世帯人数に応じての応益分として、均等割額をお願いしておるところでございます。

今回の未就学児の均等割額の5割減額の制度に当たりましては、未就学児の医療費の自己負担割合が2割とされていることや、所得の低い方にも一定割合の負担をいただいております等を考慮いたしまして、半額に減額することとなっております。

今回、法律の一部改正による地方税法の改正による第703条の5第2項に、減額の対象となる未就学児の規定が追加され、定められておりますので、村独自の条例によりまして対象者を拡大することはできませんので、ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、高齢者の難聴対策として、補聴器購入について補助を求めるというご質問でございました。

初めに、加齢性難聴に伴う補聴器の補助金制度導入につきましては、令和元年9月議会で一般質問をしていただき、答弁させていただいております。その際、近隣町村や国の動向を踏まえ、検討していきたいとお答えをさせていただきました。

他の自治体では、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が採択されているようにお聞きしておりますが、近隣の自治体では、現在のところ、ございません。

現在、孺恋村では、補聴器の購入に対して、補助制度といたしましては、身体障害者手帳を取得し、購入補助の申請をしていただくということになります。また、議員ご承知のとおり、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽・中度の難聴児の保護者に対しましても購入補助を行っております。

聞こえづらくなると、人との関わりを避けることも多くなることは承知しておりますが、補聴器に対する補助金制度については、補助基準など、まだまだ検討していく必要があると思っております。

次のご質問で、難聴を早期に発見するために、健診時に聴覚検査をしてはいかがかというご提案でございますが、聴力検査をするに当たっては、検査の環境を整えることが必要であります。健診会場では雑音が多く、また、検査室の個室を用意することも難しい状況でございます。

議員のご提案につきましては、各地区の健康相談などに出かける機会があった場合、担当が実施を試みることも一案かと考えております。今後どのような体制で実施できるのか、関係者で協議したいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

失礼しました。第3点目の大きな問題でありました。

村有財産の管理・運営についてでございました。お答えをさせていただきます。

続きまして、村有財産の管理・運営についてのお答えをさせていただきます。

第1点目、予算書にあるものの変更は議会に説明があつてしかるべきと考えるが、説明願いたいとのご質問でございます。

令和2年度決算につきましては、本年9月8日開会の令和3年第4回婦恋村議会定例会全員協議会におきまして厳正なるご審議を経て、本会議にてご認定をいただいたものと理解しております。議員ご指摘のとおり、ご説明に行き届かないところがあったかもしれませんが、分かりやすい説明の方法等、今後の課題として検討してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

2点目の質問でございますが、貸し付けている建物の評価価値に変動があつたのかについてでございますが、変動があつたわけではございません。賃貸借物の評価価値に変動があつたわけではなく、社会情勢の変化に応じた対応をさせていただいたところであり、大家が店子を守る一環の措置として実施したところでございます。

また、有効な活用方法を模索することは、伊藤議員ご指摘のとおりでございますが、理由のいかんを問わず、有効な活用方法について検討してまいる所存でございます。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

3点目でございますが、先ほどの1点目の答弁でも申し上げましたとおり、議会の日程の中で、従前の例にはかり、説明責任を果たさせていただいたものと思っております。伊藤議員が申されますよう、車の両輪として、当局と議会は信頼関係が崩れないよう、引き続き説明責任を果たしてまいる所存でございます。あわせまして、村民に対する説明責任も、しっかり果たしてまいる所存でございます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 初めに、子育て支援の①番ですけれども、村長のほうからは、今のところはやる気持ちがないということでしたけれども、先ほど冒頭に述べましたように、資料によると、15歳から18歳とかになると、医療費の給付分は随分少なくなっているわけですから、そういったデータを含めて、国保からの給付額もそんなに多くはならないので、ただその制度があるということは、親御さんたちは、18歳までの子供たちを抱える方々は、安心

して子育てできるということだと思うので、私はこれをぜひ実現してほしいということで考えております。

他町村の実例なんかでも、例えばお子さんがたくさんいたら、ちょっとぐらい具合悪くてもという気持ちにもなったりするので、重篤化したという例も聞いておりますので、孀恋村の子育ての中ではそんなことがないようにしてほしいというんで、これは本当に日常からの子育て支援ということで、お願いしたいと思うんですけれども、その辺は、今後、積極的な意味で検討される気持ちがあるのかどうか、答えていただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 伊藤議員のご質問に対し、回答させていただきます。

高校生になると、病院にかかる回数も少なくなる、重症になる量も少ないということですが、対象者が現時点で、村で考えますと220名おります。この方を予算化、必要な予算をしますと、約500万円の予算が必要と考えられております。

福祉・医療を該当にすることによって、一方では、必要以上に病院の過剰受診が行われるというような懸念される部分もありますので、必要性を十分考慮しながら、今後考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 先ほど課長からの答弁で、500万円とありましたけれども、それが村にとって大変な額かどうかは、村の判断だと思いますけれども、それによって、逆に220名のお子さんの健康が本当に守られるという点では、私は効果があるのではないかというのを思います。

それから、今、課長さんの答弁で、それがあるから過剰受診というのを、それはやっぱり私は村民との信頼関係、そんなに私は、受診が増えるとか何かというふうには考えたくはないんですけれども、その辺から、やっぱりもっと村民との信頼関係も、村としてはつくっていくことが大事ななというふうに今少し思いました。

それで、私がいろいろ調べた、これは国のほうのデータですけれども、やっぱりお子さんを産めないというか、望まない理由の中に、やっぱり経済的な理由がすごく、欲しくない理由とか、どんなことがあれば子供を産めると思うかというデータ等を見ると、やっぱり子育てにお金がかかる、孀恋村は幸いにして、先ほど村長がおっしゃったように、憲法26条2項に基づいて、教育費、教材費は無償化してくださっているんで、大変助かるんですけれども、

そういった医療の面でもぜひ、お金がかかるというのでは、また今後、15歳から18歳の3年間分をやはり考えていって、それこそ子育てするなら孀恋という村にしていく一步に、今後強くまた検討を望みたいと思いますので、この質問については、さらに孀恋村が考えていただくということで、一旦打切りさせていただきます。

次に、均等割分ですけれども、これは担当課、村のほうがすごくご存じだと思うんですけども、国保税の仕組みで、私がちょっと試算をしてみたんですけども、例えば孀恋村の医療費負担の均等割分は1人2万7,000円なんですよね。後期高齢者分の医療負担分は9,000円、介護分が子供さんにはかからないからなんですけれども、子供さんが2人の42歳、41歳の家族で計算してみると、医療分が、お子さんが2人の場合は5万4,000円と後期高齢者分で1万8,000円かかって、全部で7万2,000円、年間、お子さんが2人の場合、2人分のお子さんの分を国保税に納める。3人だと、10万8,000円多く納めなければいけない。4人のお子さんだと、14万4,000円のお金を国保の均等割分を出さなくてははいけない。

先ほど私、お話ししましたけれども、18歳までは、大体はまだお仕事なさらないで、親御さんの国保の下にいると思うんですけども、お子さんが増えるほど、このように負担が増える。それは国のほうも若干認めたので、来年度の4月から、そういう5割減をやるようにしたんですけども、それを私としては、村がやったらば、本当に孀恋村がすごい、均等割分やめたということでは、お子さんが増えるほど、4人の場合、14万4,000円年間多くなるというの、それがなくなったら、すごく私は画期的だと思って、ぜひこれは孀恋村に検討していただきたいと思ったところなんです。

確かに群馬県内では、実施しているところは、私の知る限りでは1自治体だけなんですけれども、そこはすごく、やっぱり皆さんに喜ばれているということで、これで孀恋村が2番目にやれば、すごい画期的という、先ほどから言っちゃっているんですけども、なので、その辺で、やっぱり子育てをしやすい村というので、先ほどの答弁では、できませんという、はっきりとした答弁をいただきましたけれども、孀恋村は国保の基金が、9月決算のとき、3億ありました。この間の補正でも何千万円か、また積んだと思うんですけども、令和4年度には、群馬県に広域化されれば、それぞれの自治体に基金が残ると聞いたんですけども、その基金の活用をするだけでも、私はできるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺については検討されたのかどうか、お聞かせください。

○議長（土屋幸雄君） 税務会計課長。

〔会計管理者兼税務会計課長 滝澤文彦君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（滝澤文彦君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど村長も申し上げさせていただきましたとおり、国民健康保険被保険者が等しく保険給付を受ける権利があるため、世帯人数に応じて応益分として、均等割額をお願いしているところをございまして、今回の国の制度に当たりましても、未就学児までという形で5割となっているのは、自己負担割合が2割とされていること、所得の低い方等にも一定の割合の負担をいただいていることを考慮して、半額に軽減することとなっております。

また、こちらの減額措置なんですけれども、地方税法のほうで規定がされておりますので、条例でその規定枠を超えるということが実際できないことになっておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

また、先ほど基金の今後ということなんですけれども、ちょっと、実際には住民課のほうを担当になると思うんですけれども、今後、県への納付金の激変緩和措置等が令和5年で終わると思います。そうしますと、県への納付金額が1億とか増える形になってしまいますので、そのあたりも含めて、基金の運用は、未来を見据えてさせていただければと思っているところがございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） これも私は、知り合いの中にお子さんが4人いらっしゃる、5人のお子さんがいらっしゃるというのを聞いて、こういう部分、減らしてあげられたら、本当にまた一つ、子供を産みやすい孺恋村になると思って、質問しようと思うのよとお話ししたら、それはうれしいと、やっぱりすごい喜んでもらえたんですけれども、先ほどの税務会計課長がおっしゃった、地方税法というんですけれども、地方何とか法を言ったんですけれども、実際にやっているところでは、それは、一旦は立て替えていただく、それを国保の中の総務費の中で子育て補助金として支出するという形で、税法には違反しないようにやっているようですので、その辺は、もっともっと私よりも法律や規則に詳しい当局なので、子育てをもっと応援する、年間14万円も国保税が減ったらどんなにうれしいかと、4人お子さんがいらっしゃる方なんか本当に思っていましたので、それは、子育てをもっと応援したい、子育てしやすい、お母さん方の負担を少なくしたいという、その思いから、どうやったらこれができるようになるかなと考えることが大事だと思うので、当局のほうで、より子育てしやすい、国保の負担を少しでも減らしたいと思うような考えがあるようでしたら、今後、今日の私の提案を含めて検討していただければと思います。

これは、これ以上質問しても答えが出てこないと思いますので、この質問については終わりにします。

次のですけれども、高齢者の難聴について、私が質問したときに、検討されたかどうかと言いましたけれども、検討された結果、やる気がないというふうに私は捉えていいんでしょうか。先ほどその点について、きちんと答えませんでしたので、全然やる気がないのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

検討してからの結果で、またというふうなお答えだったんですけれども、やはり高齢者の難聴につきましては、いろいろな形があるということと、聴覚の聞こえづらさのものとかというの、どこのレベルで判断をしたらいいのかということについては、各町村の補助状況を見ていると、いろいろあるのかなというふうになりますので、大変申し訳ないんですけれども、今のところ、まだ勉強させていただきたいということで答弁させていただいたということで、ご理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

○9番（伊藤洋子君） それで、先ほどの答弁では、検討した結果、今後も検討するというふうに出されましたけれども、今、課長さんの答弁で……

○議長（土屋幸雄君） 手を挙げてください、再質問。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） すみません、再質問します。

程度というのが分からないとか何かと言いましたけれども、私のほうでデータを調べてみましたら、難聴に対する程度がきちんとあって、初期とか中等度、より強いとかというの、そういうのがきちんと出されていたので、その辺で、中等度以上になると、WHO（世界保健機構）のほうでも、補聴器を使ったほうがいいといいうように出ているんですけれども、その辺のデータ等、調べたんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） 大変申し訳ございません、勉強不足で、そこまでは調べておりません。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） そうしますと、先ほど子供さん、児童・生徒さんにも、中等度以上ということで、30デシベル以上だと補聴器を購入する補助を出している。ですから、私としては、子供さんにも、中等度という、30デシベル以上から補聴器の購入を補助している。それは先ほど言いましたように、学習を保障するという意味で、とてもすばらしい取組です。

そうすると、今度、高齢者は、前回の質問でも言いましたけれども、認知症の予防の可能性が高いということは、ニュースとか、あと補聴器専門の方々もお話しして、これは早期に取り組むべきということがうたわれていますので、それぞれの自治体でいろんな取組をしております。

ここと姉妹提携している千代田区のほうも見ましたら、5万円の補助、高齢者の難聴者に。そういった点で、ちょっと千代田区のほうも調べてみましたので、やっぱりこれはぜひ取り組んでほしいと思いますけれども、今後検討するというふうになってはいますが、やっぱり、本当に年老いても心豊かに暮らせる。婦恋村は群馬県の高齢化率よりも高い37.2%か何かというので、県の高齢化率よりも高い中でのいるので、こういう方が多いと思うので、積極的に取り組んでいただきたいと思いますけれども、今後の検討に、より積極的に検討するかどうかを、きちんと村長のほうからご答弁いただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） 申し訳ありません、今のご質問ですけれども、包括支援センターのほう、現場を知っている者とか、そういったところと協議を重ねさせていただいて、取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） ぜひ高齢者難聴については、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それから、先ほど健康診断のことも言いましたけれども、場所を選ぶのが大変、確かに定期の健康診断だと、ざわざわがやがやしているのが、難しいかなというのは納得できました。でもこれも、やろうかなという、その気持ちから発すれば、それでは、どうやったらできるだろうかと考えるという点では、難聴のそういう検診を入れているところは、ちなみに3月3日、耳の日に、そういう方たちを、希望者を、65歳以上の方に希望を募ってやるとか、そういった形でやっているところもありますので、これもやはり、先ほどの補聴器と一緒にですけども、何とかしてあげようと思ったら、どうやったらできるかというところでは、村当

局で知恵を出し合って、来年度からでも聴覚診断も入れていただければと思いますけれども、その辺については何か、私の今の質問に対して答えられることがありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまのご質問ですけれども、先ほど村長の答弁の中にもありましたが、保健室のほうと相談をしてみました。やはり聴力の検査については、ちょっと場所の選定が必要じゃないかというようなこともありましたので、今、コロナの関係で、地域に出て、なかなか健康相談とか受けることができていないというような現状にありますけれども、また、ワクチン接種が一段落したりとか、コロナの関係が収まりましたら、ぜひ地域に出向いて行って、その中で、血圧測定を含めた中で、そういったこともしていくことが一つの案ですかねというような保健室の考えも聞いておりますので、そこについては、実施できる方向でいけたらいいなというふうに考えての答弁をさせていただきました。ご理解いただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、また聴覚診断を入れると、保健室のお仕事を増やすようで申し訳ないんですけれども、やはり積極的に取り組むということで、ぜひ来年度の予算に入れていただくように、この場で要望しておきます。

次に、村有財産の管理・運営についてですけれども、先ほど村長の答弁では、事細かい説明に欠けたとおっしゃいましたけれども、水車と木工センターは、予算書にきちんと30万と33万8,000円という予算が載っていましたが、それが決算書から削られていたというのは、やっぱりそういうところでは大きな問題だと思うんです。

私は、個別に担当課に聞き、その場でも聞いたところ、先ほど村長が答弁したように、社会情勢、つまりコロナにより売上げが減ったからというのは、そこで聞きました。でも、そこから問題だと思うんです。村内の業者さん、そして、借りている施設、四十幾つ施設あるんですけれども、その中で軽減をするのが、なぜそこだけをしたのかということが私は問題だと思うんです。

それで、幾つかの施設について聞きましたけれども、村のほうから、この使用料はどのようにかという相談があったところはないし、私は現に、水車さんと木工センターにも直接聞きに行きました。そうしたら、払わなくてよくなったのかなという感じで、ご当人た

ちも何か承知していないような感じのようでした。

だから、そこら辺が疑問で、それで、以前に太平洋クラブとかあいさいの宿さんには、きちんとコロナで売上げが減ったからというので、その件は議会にかけられて減らしました。だから、そこ、議会にかけられた点は知っているからいいんですけども、そういった、何か知らない間にそうやって減らすというのは、私は村民の財産、例え30万、33万8,000円でも、とても大事なことだと思うんです。

だから、担当課のほうに、何か引き下げる基準があるんですかといったら、基準はないというんですね。そうすると、なお納得がいかないので、その辺で、私は今後は、引き下げるときは社会情勢でも、例えば33万からゼロにするんじゃなくて、給付金でも売上げ50%以上減ったら何ぼ支給とかと決まっているわけだから、そういう基準があってしかるべきだと思うので、その基準をつくる考えがあるかどうか。そうすることこそ公平だと思うんですよ。村民にもきちんと知らせられる、そういった点で基準を今後設ける考えがあるのかどうか。

今回は基準もなく下げたようですので、それで、その基準をつくって公開、議会の中でもきちんと説明をする、その2つの点にすることが公平だと思うんですけども、その考えがあるかどうか確認しておきたいと思います。お願いします。

○議長（土屋幸雄君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問でございます。

基準もなくというふうな話を、今ご質問されたようでございますが、水車さんにつきましては、9月の議会において、経営状況等の説明を私のほうから差し上げたと思っております。その中で、マイナスというのは説明を差し上げたと思いますが、その中で、とても取れる状態ではないというふうなご説明を差し上げたかと、そんなふうに思っております。

それと、木工センターさんでございますが、木工センターさんのほうからは、今、伊藤議員のおっしゃる、コロナの状況によって非常に厳しいので、下げていただきたいというような要請をいただいておりますけれども、その辺は申し伝えておきたいと思っております。

また、その基準というものは、どのようなものをしていいか、ちょっと想像できないんですけども、先ほどのご答弁でも申し上げたとおり、契約行為の中の事情変更の原則というか、そういうものも、民法のほうを基にしたものでございますけれども、そういうものに従った中で運営をさせていただきたいと思っておりますし、また、議会の承認を得てやって、

何で得ないんだというようなことがあったやに思っておりますけれども、私の認識としては、当然隠しているわけでも何でもなく、理由もなくやったわけではなくて、例えば水道で漏水があったときなどに減免の措置をするというのと同じような問題の中で、執行側の専権事項の中でやらせていただいたというふうに感じております。

以上でございます。ご理解よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） そうすると、例えばこの村有財産の貸付調書によると、大きい金額もあるけれども、小さなところで、本当に売上げがなくてというか、そういう方がほかにもいたわけですよ、私が電話かけて聞いたら。それで、そこに、問合せがありましたかと聞いたら、なかったというわけですよ、そうすると、その人は、当たり前前に貸付料を払っているわけですよ。

だから、専権事項と言いましたけれども、私の単純な考えからいったら、やっぱり売上げが減ったから減らしてあげたというなら、その基準がなければ、急にゼロになるというのは、当局の思惑だけでやっていいのか。やはり基準があって、半分も減ったんじゃ使用料も5分の1にしてあげようとか、そういった基準があるのが、ちょっと他町村のほうから事情聴取したときに、そういうふうにお話があったけれども、急に30万からゼロ、33万8,000円からゼロ、そういうのは私はあり得ないと思うんですよ。

先ほど、売上げが減ったからとか事業がないからという、この土地建物貸付調書の中にはそういう方がいるけれども、そういう方には声がかからないというのでは、公平ではないと思うんですよ。その辺の公平があるか考えるかどうか、ちょっと村長から答弁願いたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問にお答えいたしています。

伊藤議員もご承知のとおり、水車さんにおいても、それから木工センターさんにおいても、当課で所管しておりますものですから、相談を受ければ、当然、先ほどの答弁の中にもありましたし、大家じゃないですけども、相談を受ければ、当然、その相談に乗るというのは当然のことかなと考えておりますし、ほかの契約については、申し訳ないですけども、当課で把握している部分ではございませんので、その点について公平ではないと言われても、ちょっと私のほうでは何ともし難いかと、そんなふうに思っております。よろしくお願

ます。

○議長（土屋幸雄君） 副村長。

〔副村長 加藤康治君登壇〕

○副村長（加藤康治君） この件に関しましては、9月の議会において、委員会で相当、伊藤議員とは意見交換させていただいたというふうに認識しております。

ただ、伊藤議員がおっしゃるとおり、村が主観的に、少しお情けというか、そういうことになったというような誤解を受けるような状況であることも事実だというふうに思います。それは、今、農林課長が言ったように、それぞれの個々で判断をして、私も含めて、村長のほうで決裁をしているという状況であります。

私は、かつて管財担当をしていた頃に、一律お借りしているところについて、全部のものについて、今回の契約更新については、こういう方針でやろうというようなことを決定した上でやっていた時期がありました。ただ、今また、それぞれの課において、それぞれの判断の中でやっている状況もありますので、ご指摘のとおり、全庁含めて、今の社会情勢の中でどうあるべきかということを通認識を受けて、なおかつ、いわゆる賃貸借というか、相手方と、そういう要望があればこういう形で対応しようというようなことを、全庁を含めて検討していくべきだというふうに考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 農林課長の答弁はしかりだと思いますけれども、ただ、そういう中で、今、副村長が答えたように、幾つか40項目ぐらい、土地建物の貸付があるわけだから、そこら辺についてはやっぱり、財産管理は総務課なり財務課とか、そういう担当者だと思うので、きちんとするというので、農林課長が相談を受けたからというもの、それは承知しました。

でも、そういう中で、基準もなく減らすとか何かというのは、私は今後にとってもよくないことだと思うので、その辺では基準を設けるということを提案しておきたいと思います。それがあれば、議員も決算書を見たとき、ああ、ここ減ったから、この基準に基づいて減らしたんだなとかというのが納得できるけれども、全然理解できないわけですよ。先ほどいったように、本当に売上げが減ったけれども、きちんと払った方もいるわけですよ、この中に。そうすると、村に、売上げが減ったけれどもと相談に行かなければ駄目というんでは、何かそれもあれだし、村がじゃ、毎年更新のときに、どうですかという書類を交わし合うようにするとか、いろいろ工夫をしていくということは、今、副村長がおっしゃいましたので、そ

の中に基準を設けるということを約束していただきたいと思います。

もう一点ですけれども、それをやっぱり議会の中できちんとするというのは、村長は、議会と当局は両輪だからと常日頃からおっしゃるけれども、こういう小さなことも、やっぱりきちんと報告していくということで、信頼関係はつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、先ほど副村長が言ったように、今後は貸付者との協議をするということでやっていくということで、その中に基準を設けるということを要望して、私の質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 以上で、伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

◇ 大久保 守 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、大久保守君の一般質問を許可します。

大久保守君。

〔10番 大久保 守君登壇〕

○10番（大久保 守君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、何点かにつき質問をさせていただきます。

まず第一に、未来へのグランドデザインSDGsについてであります。

当局は、7日に行われた全員協議会において、孺恋村グランドデザイン案として、A4用紙で3ページの資料を配付いたしました。そこには、A三原地域・B鎌原観音堂地域・C細原地域・D青山地域・E田代地域・F干俣地域・G浅間高原地域、Hバラギ高原地域・I万座温泉地域・J鹿沢温泉地域と分けをしてありました。各地の未来への思いを列記してお

られます。そして、最後の小題には、公共施設の再編についてSDGsと題して、これからの施策を列記してありました。

その中で、大規模施設については地中熱活用を検討すると書いてあります。また、鹿沢温泉の中には、再生エネルギーの検討とありました。私はこれを読み、村長は議会、村民をないがしろにしているのではないかと確信をいたしました。

今から3年前の平成31年3月に、私は一般質問をいたしました。質問内容は、クリーンエネルギーについてでありました。当時村長の公約でもありましたクリーンエネルギーの一つである地熱発電の地上探査費8,000万円を国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOが全額補助してくれるとのことで申請書を作成、あとは村長の印を押していただくまでになっておりましたが、なかなか判がもらえず、先に進まない状況になっており、このことについて質問いたしました。

その際、村長は公約を覆し、私が村長に就任している際は一切地熱のことはしないとの答弁をいたし、今までの苦労が水の泡と消えてしまったわけであります。それなのに、まだ村長職に就いておられるのに、どうして今回このような施策を打ち出せたのか、どうお考えになっておられるのか、お考えをお尋ねいたします。

次に、教育委員会の令和3年度教育委員会点検・評価報告書についてであります。

12月定例会前に、議会議員に上記の報告書が配付されました。その中の細事業名の中に、公民館運営事業と公民館施設設備維持管理事業が明記してあります。

私は、令和2年度との内容の変化はどうであったのか比較をいたしました。2年度、3年度も、運営事業では婦人会館の将来像についての記述があり、将来を見据えた計画をすべきで、婦人会館検討委員会と教育委員の合同会議などを持ち検討し、公民館活動の充実を生涯学習教育の視点から住民への学習機会を図っていききたいと記載してありました。

そこで、まず第一に、教育委員会は婦人会館検討委員会と教育委員の合同会議などを持たれたのか、お尋ねいたします。

私は、パブリックコメントを取るときなど、施設建設が他の建物を利用することは現場所に建て替えるのを前提となるためよくない。そして、何より新設する建物は、全ての機能を持たせた施設でなくてはならないと主張しております。今回、東部小学校の一部が婦人会館建て替え機能の一部となっておりますが、なぜに教育委員会は東部小学校使用をよとした理由をお尋ねいたします。

また、建物の管理者である教育委員会と当局は、例えば社会教育で、昼間、料理学校を使

用しているとき、一方では児童が勉強しているということが考えられます。施設を児童と社会教育で使用する方々が同時に使用することに対して、どのようなお考えなのか、お尋ねいたします。

次に、図書館についてであります。

現在、婦恋会館には、図書室として開設しております。まず、蔵書の数をお尋ねいたします。成人向け、児童・生徒向けが何冊ずつか、また郷土の本が何冊か、ライブラリーはどのくらいあるか、お尋ねいたします。また、現在、図書室には司書の方はおられるのかもお尋ねいたします。

図書館についても、前の質問に出てまいりました報告書に、2年度、3年度も同じであります。図書館へ機能を持たせるため、人的配置等の改善が必要であるとあります。教育委員会では、図書館の規模をどのように見ておられるのか。当局も簡単に図書館を配置しますとおっしゃっておるが、規模または人的にどうするのか、お尋ねいたします。

以上、明快なる答弁を求めます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、村長在任中は地熱発電は一切しないと言っていたのに、考えが変わったのかとのご質問でございます。

変わっておりません。先日の全員協議会での資料に、地中熱の活用を検討するというものが含まれていたとのご質問でございますが、地熱発電と地中熱の活用は全く意味が違いますので、説明させていただきます。

まず、地熱発電はご存じのとおり、火山や温泉近くの地下深くから熱水や蒸気を取り出し、タービンを回して発電を行うものでございますが、地中熱の活用とは、深さ10メートルぐらいの地中の温度は一年中15度ぐらいで一定していることから、施設の地下にパイプを埋めて、パイプ内の空気を循環させることで、夏は冷房、冬は暖房に活用するというものでございます。これにより、冷暖房のための電気や灯油などが節約できるとされています。

今後も施設整備においては、地中熱の活用を検討したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、今年9月議会において、土屋圭吾議員の一般質問の中で、万座温泉を利用した温度

差発電について、関係者の理解が得られれば、検討したいと答弁させていただいたところですが、こちら、ペルチエ素子と言われる板状の表面に温泉水で熱を加え、裏面を冷たい水で冷やすというもので、熱水と冷水の温度差を利用した発電方法であります。心配されるような地中に影響を与えるものではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

この温度差発電は、発電量は僅かではありますが、熱海市や別府市で携帯電話の無料充電やイルミネーションなどの電源として、実証実験が行われたことがあるようでございます。

次に、鹿沢温泉の計画の中に、再生可能エネルギーの検討と記されている件でございますが、こちらは、湯尻川周辺において小水力発電ができないか、検討しているものでございます。現在、大平地区のウダラ沢において、民間による流量調査が行われておりますが、採算性が確認できれば、PFIによる方法で実現したいと考えております。

繰り返しにはなりますが、私が村長在任中は地熱発電を進めるつもりは一切ございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以降、教育委員会と図書館のご質問につきましては、教育長のほうからお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 大久保議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、教育委員会点検・評価報告に関することについてです。

生涯学習の推進に当たっては、その多くの拠点となる活動場所が公民館、今でいうと婦人会館になります。言い換えれば、住民の充実した生活、よりよい人間関係づくりを促す役割を担っているのが公民館です。

改めて広く公民館を見詰めてみますと、それぞれの地域における地域性はもとより、住民性や環境、生活の様子、さらには歴史や伝統等により、その規模やスタイル、活動内容には違いが見られます。それというのも、それぞれの公民館のその活動は、担っている背景や要望等に即した住民活動が展開されてきたからであります。これは、まさに地域に根差した公民館活動であることからこそその姿であり、大切にすべきところと考えています。

そこで、公民館運営事業における公民館の将来像については、点検・評価における教育委員の意見としての指摘があったとおり、婦人会館検討委員会をはじめ社会教育委員、あるいは文化スポーツ協会等役員、多くの意見交流が必要と考えています。しかしながら、昨年度来、新型コロナウイルス感染症拡大等により、婦人会館検討委員会との合同会議をはじめ、

その他、積極的な会議等の意見交流は実施してきていないのが現状であります。

次に、なぜゆえに教育委員会は東部小学校の使用をよしとするのかということですが、大久保議員もご存じのとおり、平成13年に現在使用の校舎、当時は孺恋東中学校でありましたが、学社連携施設としてスタートし、現在に至っております。そして、開校当初より、学校が閉じた後や週休日等の児童・生徒の不在の時間帯に、連携棟を活用した生涯学習、社会教育活動が行われてきております。

今回の件につきましては、これまでの連携棟の活用について、より一層の充実・拡大・機能強化を図り、孺恋会館を補完する連携施設として、生涯学習社会構築の一助となればと考えているところであります。

ちなみに、学校開放については、孺恋村立小学校及び中学校の開放に関する規則第1条、第4条に規定されているところであります。もちろん、大久保議員からご心配をいただいております授業実施中、すなわち児童滞在中の施設使用は原則不可と考えています。教育施設については、安全・安心が第一であることは言うまでもありません。

続きまして、図書館についてのご質問にお答えいたします。

孺恋会館図書室の蔵書数についてであります。令和2年度末現在において9,058冊でございます。その内訳として、成人向け一般書が5,090冊、児童書が3,968冊、この数とは別に、郷土史関係資料が33冊となっております。ライブラリー関係については扱っておりません。また、図書館司書についても、配置は行っておりません。

次に、令和2年度と3年度の教育委員会点検・評価報告書の公民館施設設備管理事業について、図書室から図書館へ機能を持たせるための施設検討と人員的配置等の改善が必要と、こちらも教育委員会からの課題やご意見をいただいているところですが、その中身は、分類配列を行ったり、現在設置してあります村史や学校の歩み等々のほかにも郷土資料等をさらに配置するなど、図書館的機能に迫る一層の拡大・充実を提案するというものであります。規模については、図書室として利用可能人数を30人程度とし、学習できるスペースを設けたいとの孺恋会館建て替え案にて示しているところでございます。

人的配置につきましては、図書室の規模に応じた職員配置に努めたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

大久保守君。

○10番（大久保 守君） 各答弁ありがとうございました。

まず、エネルギーについてであります。

村長、先ほど答弁なさったわけですがけれども、クリーンエネルギー、いわゆる地熱を利用したエネルギーだという話ですがけれども、先ほど村長もおっしゃったとおり、9月に同僚議員が質問した際に、たしかバイナリー発電をしたらどうだといったときに、村長は、それはいいことだという答弁をしておられるわけですね。

バイナリー発電というのは、中の媒体液が違うだけで、地熱と全く同じ構造を持たせるわけですね。穴を掘るんです。たしか我々に配られた中にも、バイナリー発電をするという記述がありますよね。そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の質問にお答えをさせていただきます。

いわゆるバイナリー発電、水は摂氏100度で沸騰します。水は、マイナスになると固体になります。固体が液体になり、今度は100度を超えると蒸気、気体になります。アンモニア、いわゆるロシアの学者であるバイナリーさんが言い出したのは、バイナリー発電とは、アンモニアはマイナス何度で沸騰しますよと。したがって、そういう技術を使って、有効に表面にある温泉を活用して、その温度差を活用した発電は、そういうのも可能性がありまよという論文も出ておると思われますが、そういうものについては、国内でも、たしか霧島温泉だったと思いますけれども、そういう検討しておるところもあるようでございます。それらについて、いわゆるバイナリー発電、これは有効であろうと、こういう意味で申しておるつもりであります。

それから、地下を掘って、地下のことは分からないから、真つすぐ掘ったつもりが相当温泉の源泉の方についているというような話も昔あって、大議論をしてきたわけですがけれども、地熱について、いわゆる地下を掘って発電する、これについては、私の在任中は一切しませんが、こういう発言を今までもしてきておりますので、これについては今後も変わりません。

ただ、先ほど申した、土屋議員からの9月の質問もありました。ああいう発電については、いわゆるクリーンエネルギーの一種として、今後また検討する課題、勉強する課題だと、こういうふうには私は今でも思っておりますので、その辺、しっかりまた説明を果たしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長がそう言えば、そこまでなんだろうけれども、ただ、バイ

ナリーを許可するという事になれば、それは村長が言ったとおり、温度差でやるものもありますね。ただ、それはバイナリーとは言わないわけですね。違う言い方があるわけですが、たしか。バイナリーというのは、やっぱり媒体液が違って、方式的にはやっぱり穴を掘って、地熱で上げてやらなきゃならないわけですねという話なんです。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の言う意味、原則は前と同じように、深く地中を掘って、そして温度差で、その出てきたところに、アンモニアの少しタンクを造っておいて、そこで熱効率を転換しましょうと、そうすると有効ですよと、こういう話なんですけど、実は表面でバイナリーをできると。例えば温度でも、温泉でも、100度近い温泉が出ているところがあるわけですね。そういうところでそういう活用をしたらどうかという技術開発が、今行われているという認識、ちょっとデータもあつたりした記憶がありますんで、またその辺調べて、大久保議員とも相談したいと思いますが、そういう意味で私は申しておりますので、ぜひともこの辺は誤解のないように、私の説明不足かもしれませんが、ご理解いただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いします。

なお、小水力発電でございますけれども、先ほど申しましたように、今現在1か所で調査をしております。これは、東吾妻町の箱島でやっておる、群馬銀行とヤマトがやっております、いわゆるPFIの方式であります。同じ方式を、クリーンな水の量と落差で水力の発電量が決まりますので、湯尻川について、環境省の補助事業でできないかと、こういう話を今現在進めておるといふ状況でございますので、ぜひともご理解をいただきたいと思っております。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長が、これ以上やらないと、任期中はやらないという話であれば、それを全うしていただきたいという話になります。ひとつお願いいたします。

そうしましたら、次に、教育委員会の令和3年度の評価報告ということで移させていただきます。

今、教育長さんから、いろいろご意見、答弁をいただいたわけですがけれども、ちょうど令和3年度、これが令和2年度の事業対象、令和2年度は令和元年度の対象事業で、再事業名の中の公民館運営事業云々という項目が全く同じ書き方なんです。ということは、評価しているのか、していないのかというのがありますね。

それで、元年、2年と来て、2年間にわたって意見交換はできなかったのかということは、ちょっと考えるんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 大久保議員のご質問にお答えいたします。

ここで2年間できなかったというのは、検討委員会と委員会のそういった交流はできなかったということで、社会教育委員さんの集まり等々においては、合同会議ということではないんですが、そういったことについては、いろいろなご意見を聞かせていただいたり、できれば合同でというようなこともあったんですが、なかなかそのところは、申し上げにくいんですが、ちょっと意識的に薄いというところが実際にありましたので、評価をしていないというわけではなく、基本的に、こちらのほうで1年間見通した形で、事務局のほうでこのような形でというようなものを出した中で、教育委員さん方に検討いただいて、その中で意見が出てきたものについては加筆をしているというような状況であります。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） コロナもあって、いろいろ事情はあるとは思いますが、ただ、やっぱり教育委員会の意見が2年間全く同じ字でつづられるというのは、少しやっぱり、よそから見ると違和感があるというのと、であるならば、教育委員さんは婦恋会館の建て替えに対して、どのような意見があったのか。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 大久保議員の質問にお答えいたします。

ざっくりばらんに、これまで案として出てきたものを見ていただいたわけなんですけど、その中で、図書室等の問題とか、あるいは規模の問題とか、そういうようなことに対して、確認をするような意見、そして特に、こういうのがいいんじゃないかというような具体的な意見としては、残念ながらそこでは、ちょっと出てこなかったということでもあります。よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） それでは、ついでに、社会教育委員はどのような意見だったでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 大久保議員のご質問にお答えします。

社会教育委員会は社会教育委員会として、これまでも検討委員会に加わっておりますので、その中で出てきた意見として、これまで案として出てきたものに意見等が反映されているというふうに考えていただければいいかと思えます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） そうすると、社会教育を担う社会教育委員は検討委員会に入っていたから、それが意見だと。じゃ、残念ながら、教育委員からは、この建て替えについては何も答弁はなかったという話になっちゃうんですかね。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 大久保議員のご質問にお答えいたします。

意見がなかったというか、出てきた意見等に同感というか同意をしたと。同じような考えを持っているということで、特に違った意見というのはありません。

もちろん規模等については、先ほど30人程度の云々という話しましたが、その中では、もう少しコンパクトでもいいんじゃないかとか、あるいは、あえて学習室をそこに備えることが必要なかどうかというの、そういった意見はもちろん出てきましたが、基本的には案で出てきた内容に賛同したというか、同意見だというようなことで考えていただければ結構だというふうに思います。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 同じ意見だというようなことで、そうだとすれば、きちんとした会議録もあると思いますんで、そこら辺はもしあれでしたら、見させていただくかというような格好になると思いますけれども、よろしくお願いします。

そして、これは教育長の説明ですと、平成13年に東中として建て、いわゆる社会教育にも使えるように連携にしてあると。ただ、児童がいるときには不使用だと、利用できないということであり、それは今でも続いているわけですね。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えいたします。

今でも、それについてはきちっと守られています。ご存じであるかと思いますが、連携棟と学習棟の間にシャッターが下りるふうになっていまして、そこで完全にシャットアウトして分けているということでもあります。よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） そうすると、私がちょっと質問させていただいたとおり、昼間に、いわゆる児童さんがいる中で、やっぱり連携棟ですから、何か用事があるときにはそこを使いたいということになったときには、どんなような対処を取るんでしょうか。どっちでも、施設管理者でも誰でも。

○議長（土屋幸雄君） もう一度……

○10番（大久保 守君） 私が言ったとおり、児童がいるときに、社会教育でその施設を使うと、学校の連携棟を使うということになったときには、どのような対処を取るんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 大久保議員のご質問にお答えいたします。

私のほうの説明が、これまでちゃんと悪いのかなというふうに思っていて、反省しているんですが、基本的には、子供がいるときには、そこには、要するに一般の方は入らないということが原則であります。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） それが現実だとすれば、とにかくそこを昼間使いたいという団体が出たら、どうするんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君 登壇〕

○教育長（地田功一君） そのことについては、先ほども申し上げたとおり、連携棟については、あくまでも婦恋会館を補完するというふうなことでありますので、基本的には、そういった使い方はできないということになります。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） ただ一つ、連携棟が何を造るかですよね。今我々に示されているのは、一つはホール棟、その横が事務所棟、あとは小学校へ入っていると、特殊教室はみんな、そっちへ入っちゃうんですよ。調理室だ、それから図書室だ、そういうのがみ

んな小学校のほうへ入っちゃうんですよ。じゃ、図書館なんか使えないじゃないですか。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 大久保議員のご質問にお答えします。

端的に申し上げますと、案を練っている段階で、図書室も連携棟に移せば、いろいろ活用方法が広がるだろうということで考えてはいます。ただ、議員おっしゃったように、今、連携棟には多目的ホール、それからPTA室、さらには調理室というのがあります。2階に行きまして図工室、3階に行って音楽室、作法室というのがあります。今使っているんですが、これらをさらに充実したということで、大きくは連携棟を改修するというようなことは考えていません。

この中に、まだ本当に、こうなったらいいなというふうなことでお話ししているわけですが、図書室機能をこちらのほうに持ってくれば、蔵書等の増加にもつながるし、あるいは子供にとっても、あるいは村民にとっても、活用ができるのであれば、幅広い活用につながるだろうということで、その図書室をこちらのほうにいかに移せるのかどうかということも含めて、今検討というか、ただ考えているというような状況で、そこに必ずしも持っていかなくちゃいけないと、持っていきたいというようなことではないんですが、いずれにしても、補完できる、婦人会館なりにしても小学校にしても、スペース的には十分だということではないと思いますので、そういった意味からして、これまでも連携しています、この連携部分ができるだけ充実させたり、機能を少し持たせたりというような意味から、ここの連携棟を少し考えていきたいということで申し上げているということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） しつこくて申し訳ないんですけども、今の答弁の中には、例えば昼間、社会教育で使っているときに、じゃ、基本的には今、使えないわけですよね、昼間は。そういうときはどうするんですかというのが一つと、失礼だけれども、今言ったとおり、今の設計ですと、ホール棟、事務所棟、それから、小学校のほうへみんな入っていると。そうすると、今言ったとおり、調理室だとか、そういうものがみんな、そっちへ入っちゃうわけですよね。そうすると、昼間、やっぱりしたい事業が出てくるわけじゃないですか。図書館なんかは両方で、学校だあれだを使えば、それはいいんでしょうけれども、料理だとか音楽だとか、そういうふうになったときに、果たしてそういう区別ができるかどうかですよね。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 大久保議員のご質問にお答えします。

おっしゃるとおり、昼間における活動については、やはり制限があることは確かです。これまで活用している団体なり個人なりを見てみますと、連携棟を使っている団体あるいは個人については、やはり夜、要するに学校が終わって5時以降の活用ということになります。昼間の活用については、当然、これと同じというわけにはいきませんが、スペース的には婦恋会館を主に使っていただいて、そういう中で、連携棟も時間区切られますけれども、その制限の中で使っていただきたいと。

特に使っている方々というか、見ますと、やはり大人の方ですから、仕事等も持っていますし、使っている数からいうと、明らかに夜というか、夕方以降が多いのかなというふうに思いますが、2団体ぶつかったりとか、あるいは3日に一遍しか使用できないというふうな、そういう状況をこういった補完するスペースを使って、少しでも活動時間なり、あるいは活動の日を増やしていこうというような考えであります。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 教育委員会の苦しい答弁は分かるんですけども、やっぱり使うときは使う。それで、ちょっと教育長、誤解しているのは、今ある、新築するのは、ホール棟と事務所棟しかないんですよ、事務所。そこへ商工会が入ったり、環境省が入ったりするわけですよ。それで事務所があって、片やホールになっている。今言った特殊なものは、みんな小学校へ入れちゃっている、設計が。

だから、本当だったら、私がいつも言っているとおり、全てのものを新しく造るべきだというのが私の主張なんですけど、村長、答弁どうですか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の質問にお答えをさせていただきます。

今までも議会にも報告しておりますが、庁内で若い諸君の勉強会、あるいは庁内の課長クラスの勉強会、あるいは、先ほど教育長が申しましたとおりの検討委員会と、こういうものも立ち上げてやってきたという経緯がございます。

ご存じのように、こういうのが始まったのは、そもそも3.11の東日本大震災、全国の自治体は、何回も何回も申しますが、耐震構造を造りなさい、耐震で補強が出たわけでござい

ます。

○10番（大久保 守君） そんなのいいから、私の答弁してくれる。

○村長（熊川 栄君） そういうことで、ここまで来ているわけでございます。

したがって、そういうことを踏まえて、今回ここまで来ておりますので、今までも申しましたように、今、教育長が申しましたように、有効にこれから活用方法を詰めましょうと。ただ、大原則である、学校教育中にそちらのほうは人が入るといようなことはない。それから、ほかの教室も、今後ちょっと教室数等も勘案しながら、有効な活用を全体的にもう少し、ほかの空き室があるのかどうかも含めて、その辺もちょっと考える必要があるのかなという気はしております。

いずれにいたしましても、地域の皆さんの意見、文化協会の皆さんの意見、あと、もろもろの意見がいろいろ出てきた中で、集約した方向で進んでおりますので、ご理解とご協力を切にお願いを申し上げたい、こう思います。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長さ、そういう話じゃなくて、新しく造るんだったら、全ての機能を持たせた新しい建物を造ったらどうですかという話なんですよ。わざわざ今言うとおりに、児童をどかせて、社会教育で使う人をどかせて、使えないようなところを造ったって、しようがないじゃないですか。全てをきちんとしたものを造って、それでやるんだったらやったほうがきれいじゃないんですか。私はそれを言っているんですよ。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今ある施設を有効に使うのは当たり前だと私は思っております。

○10番（大久保 守君） 有効に使えないんだよ。昼間使えないじゃないですか。

○村長（熊川 栄君） ですから、今、教育長が申したとおり、そちらの施設は、ちゃんと教育するときには、すばっと分けるということできていますから、それで進めると。世論もそういう方向だと私は認識しております。よろしく申し上げます。

○10番（大久保 守君） いや、教育委員会は、児童がいるときは使えないと言っているんですよ、教育委員会は。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君の質問に答えてください。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 児童がいるときは使えないということですが、児童がいるときは、使

うときはシャッターを閉めると。児童がいるときは使えないということですから、それはそのとおり、安心・安全のためには使わないと、こういうことだと思います。土曜日、日曜日、あるいは夜は使っておるわけで、今も使っておるわけで、それを有効に使うのは当たり前だと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長さ、これを建てるのはいいでしょう。建てるのに、今、基金をつくっていますよね。どのくらいかかるのか分かっていて、全く新しくさらに建てるのに、どのくらいかかるのか分かっていて、基金を積んでいるんだから、何で基金積んでいるんですか、じゃ。小学校使うためのものは、そっくり取っているんですか、基金を。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 検討委員会でも、議会にも報告してありますが、こういうものが必要だというのは議会にも提示してございます。それから、新しく造るものも、造る手順についても、今までも説明してきておるわけでございます。

それで、有効に、造る手順については、今ある、商工会にお貸ししているところを解体し、そちらに建てて、そして、商工会に入っている皆さんは現婦恋会館にお入りいただいて、建て替えて、それが終わったら、今ある婦恋会館を解体して、有効に、今ある、使える、今、教育長が申したとおりのゾーンについては有効に使えるように最終的に仕上げると。これらの考え方をまとめてプロポーザルをし、しっかりと設計をし、村民によく告知をして、意見を賜りながら、しっかりと進めていくと、こういうことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） たしか検討委員会、確かに部屋数が出ていて、平米数も出ていたと思うんですね。たしか980平米ぐらいだと思ったです、検討委員会が出した平米は。

あの今の建物は1,350平米あるんですよ。そこへ300人のホールを造る、そんなもの造れるわけじゃないじゃないですか。3,000平米から必要だと私は言っていたじゃないですか。あの敷地が3,300、3,000平米使えば何にもならない、そういう話したじゃないですか。そんな980ぐらい、今の建物より狭いものでいいんですか、300人のホール造って。何にもならないじゃないですか。

○議長（土屋幸雄君） 村長、質問に的確に答えてください。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 私はそうは思っておりません。適正な規模のものを、長野原町が280、東吾妻町が380、しかし費用を見て、もっと規模が小さくてもいいということであれば、もう少し規模を少なくすることはまだ十分考えられるわけで、ただ、こういうものをこういうふうに造りましょう、図書室を造りましょう、こういうものの施設については、各種団体の意見も踏まえて、検討委員会でも、議会にも提示したとおりでございますので、こういうものをこういう規模で造りましょうと、こういうことで進んできております。よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長、あれですよ、長野原のホールだって1,500ぐらいあるんですよ、あれ、面積が。小さいように見えるけれども、あれ全部足せば4,000平米あるんですよ、長野原の庁舎は。そうですね。それで、会館場のものが168人だったかな、その台数だけ、駐車場は160台取ってあるんです。そのくらい気を遣って造っているんですよ。それで980なんて、何が出るんですか。あまりにもずさんじゃないですか、計画が。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ずさんだとは私は思っておりません、専門家も入れて検討してきていますので。さらに、今の久保議員の質問を、さらに私どもも精査をして、さらに回答ができるように努めます。よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） これ以上言っても同じなんですけれども、とにかく、せつかく造るんであれば、やはりきちんとしたものを造ってやったほうが、20年、30年先を考えれば、あの小学校がいつまであるか、それは分からないですよ。確かに生徒が減っていますからね。いずれ小学校も統合するかもしれない。だったら、あの建物がなくなるかもしれない。逆に、あそこへ生徒が集まるかもしれないんですよ、なくなるしないで。そうしたときのことを考えれば、きちんとしたものを造ってやったほうがいいんじゃないですか、村長。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほども他の議員のところでも出ましたが、三原地域には現在、東部小学校、そして嬭恋高校、そして万座・鹿沢口があります。嬭恋村全体を考えたときに、今

ある嬭恋高校と東部小学校、今すぐ解体とか何とかということと言える段階では毛頭ございません。したがって、そこにある建物を一部有効に使うのは当然だと私は思っております。

したがって、規模的な、専門的な話もありましたから、私ちょっと、専門的な平米とか、そういうところは詳しく分かりませんが、私も少し勉強をして、長野原の規模も、また駐車場のスペースも、私は面積的にはあるなということで、指示も担当にはしてありますので、裏にも土地があります。また、すぐ隣にみはらん家、社会福祉協議会がやっているところもあります、あれは社会福祉協議会も村営住宅のほうに移ってもいいと、こういう話も聞いております。

したがって、駐車スペースも十分、しっかりと検討をさらに加えますが、あると思っておりますけれども、しっかり加えてまいりたい。こう思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 駐車場なんていえば、今、白線引いているのが89台しかないんですよ。今のあの駐車場、89台分。こっちに20台、40台造ったって、120台ぐらいしか造れないんですよ。

だから、それはそれでいいとして、とにかく、私は別に、三原云々という話も今していないし、どこという話もしていないんですよ。ただ、小学校があるから三原になっているわけで。だったらきちんと、あそこだっていいから、きちんとしたものを建ててくれという話なんですよ。小学校を頼りに造るなという話ですよ。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 何回も何回も繰り返しになりますけれども、学社連携施設としてできた。それから、学童保育も使っておると。それから、図書室もあそこにあるけれども、嬭恋会館の中にも図書室があると。ダブった施設もありますので、今までも社会教育で使ってきた実績もあります。それから、学校がそこを使うときには、教育長も申したとおり、びたっとシャッターを下ろして、全く安心・安全の学校教育をするゾーンを確保していると。こういうことを前提に、有効に使えるもの、まだとても、東部小学校を壊すとかなんていう話はとても、するつもりは私もございませんし、ましてや嬭恋高校も、何としても存続すると。

それから、嬭恋高校はご存じのように、県のほうが外観をきれいにさせていただきましたですよ。私も本当に涙が出るぐらい、県のほうがあれよく、外、外観をきれいにしてくれた

など、こういうふうにも思っております。また、孺恋高校の体育館ですね、あれは剣道の大会が年間に7回、8回ありますが、剣道部の皆さん、いつも私をご招待いただいて、私も剣道の大会、ずっと行っていますけれども、あとはスケート部の皆さんも、あそこの施設を使っています。そういう有効な施設があそこに、使えるものはしっかりしたものがありますので、それを有効にさらに使うと。

それから、何回も言いますが、学社連携施設としてスタートしたということは何回も言っています。それから、プールについても同じです。そういうことで、あそこは社会教育、文化やスポーツの中心施設、そして地域全体、地域の要望も、541名の方が署名捺印までして要請が出ておられるわけですので、地域の皆さんの署名捺印のものは、憲法16条、請願権、一番重要な地域の要望でございますので、これは私は、やっぱり尊重、当然していきながら、一番いい方法を選んで、前に進められるように努めてまいりたい、こう思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） これ以上言っても、すれ違いなんでしょうけれども、ただ、私が言いたいのは、やはり造るんであれば、きちんとした機能を持ったものを造ってやったほうが、20年、30年先を考えればいいんじゃないかということなんです。そして、確かに孺恋高校、それから東部小学校、そんなすぐ壊すなんて、私は言っているわけじゃなくて、20年、30年先になると、どうか分からないですよという話だけです。

孺恋高校は、あのスケート部があるためにあるわけですよ。群馬県で天皇杯の点を取ってくるのは、孺恋高校だけだから、群馬県がそんなすぐに潰すわけじゃないですよ。あれだけ群馬県に貢献している高校はないんです、本当は。天皇杯の点数なんて、孺恋のスケート部がどんと取ってくるわけですから。

そういう点を考えれば、孺恋高校を潰せとか、そんなことを私は言っているわけじゃなくて、もしあそこの場所に建てるにしても、きちんとしたものを建ててくれと、こういう話なんです。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 使えるものは有効に活用しながら、社会教育と学校教育、けじめをつけるべきところはしっかりけじめをつけて、有効に使えるものは有効に使う、そして、当然しっかりしたものを造ると、こういうことだと思います。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） そっちのほうはもう結構です。

最後に、図書館のほうで、図書館は、今、教育長が言ったとおり、9,000冊収納ということで、大体平均すると、収納するだけで100平米ぐらい必要なんですね、多分。それから、そこへライブラリーだ何だ入ってくると、結構な面積が必要になります、きっと、造るとなるとですね。そうすると、あの小学校のワンフロアぐらい必要じゃないかなというような気もするんですけども、そんなには要らないのかな、でも、そのぐらい必要になるかもしれないですよ、学習室が必要だとか、そんなような話になれば。

図書館自体は、児童も使う、一般の人も使うということで、私はこれは、一番下なり何なりにつければ、ツーツーになるんで、それはいいと思うんですけども、ただ、やっぱり造るとなると、これはやっぱり、村長にまた関わってくるんですけども、人的なものとか、それから、きちんとした計画だとか、そういうものが必要になるんで、今、実際には、図書司書さんというのはいないわけですよ。学校図書もいないですかね。いわゆる先生、図書先生は。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 司書のほうは、設置する、しないというのが、規模によって違うんですが、基本的には設置しなくてもいいということになってはいますが、小・中、小学校はちょっとあれですが、中学校にはいます。小学校も、どちらかの学校には、司書の免許を持っている方がいらっしゃるというふうに思っていますが。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長、そういうことで、人的配置、これは教育委員会にお願いするしかないんでしょうけれども、先生のことですからね。ただ、司書となると、これは役場が雇わなきゃいけないということになりますよね。学校司書さんは学校だから、先生なりになるわけですけども、そういう点ではどうですかね。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 若いお母さんから、広くて遊べる公園が欲しい、もう一つは、図書館的なものがぜひとも欲しいという要望が非常に多い。特に、外から来る若いお母さん、やっぱり特にそういう方のほうが多いのかなという認識をしております。いつも会うと、いろん

なところでお会いした中で、そういう意見が非常に多いので、適正規模な図書館を造る。

それに対して、ちょっと勉強不足で申し訳ありませんが、以前の一般質問でも出たことがあります。図書館を造って、そこにちゃんとした専門的な職の者を張りつけると、こういう意見があることも現実でございますので、今回これを契機に、どのくらいの規模で、どのくらいの蔵書があればいいのか、どういう本を定期的に購入したらいいのか、あるいは郷土史の本はどのくらい必要なのか、こういうことも含めて、また父兄さん、あるいは利用なさる方々の意見もしっかり聞いて、適正な規模のものを検討したい。そちらのほうの人的なものについては、私も責任持って対応したい、こう思っております。よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） いろいろ質問したんですけれども、すれ違いのところもあるんですけれども、とにかく造るんであればいいものを造ってほしい。また、人的にも協力してほしいというふうなことで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） 以上で、大久保守君の一般質問を終わります。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、議案第77号 土地の取得についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大変失礼しました。

議案第77号 土地の取得についての提案理由を説明させていただきます。

詳細につきましては担当課長より説明させますけれども、よろしくをお願いします。

鎌原姥ヶ原及び広川原にありますエイチアイインターナショナル株式会社が所有しておる土地につきまして、水資源の確保と自然環境保全のため、相手側と土地売買仮契約を締結しております。つきましては、土地の取得につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提案するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第77号の詳細説明をさせていただきます。

まず、所在地でございますが、孺恋村大字鎌原字姥ケ原1053－1714ほか22筆でございます。

面積でございますが、183万2,950平方メートル、取得する価格が5,928万1,037円、契約の相手方でございますが、東京都新宿区新宿5丁目17番18号、エイチアイインターナショナル株式会社代表取締役、李ハロルド様でございます。

次のページをお願いいたします。

土地売買の仮契約書を添付してございます。先ほど村長のほうから、仮契約書を締結したというご説明がございましたが、3行目から、この契約は孺恋村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による孺恋村議会の議決を得たときは、何ら手続を要することなく本契約になるものとし、契約の日は議決日とするという仮契約を結んでおります。条文については、後ほどご覧いただこうと思います。

裏面の土地の表示について、ご説明をさせていただきたいと思います。

土地の表示でございますが、鎌原字姥ケ原1053－1714番地でございますが、これについては山林で、71万9,780平方メートルということでございます。

その下段へいって、姥ケ原、細かい説明は省略させていただきますが、ほか7筆がございませぬ。それから、鎌原の字広川原についてですが、1053－1721、これも山林で、70万3,133平方メートル、以下、ほか14筆が広川原の土地になっております。合計で全部で23筆になりますが、計のところをご覧いただければ、先ほど説明した183万2,950平方メートルということで、今回仮契約を締結させていただいております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第4、議案第78号 令和3年度婦恋村一般会計補正予算（第7号）
についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第78号の提案理由を説明させていただきます。

議案第78号 令和3年度婦恋村一般会計補正予算（第7号）の概要を説明させていただき、
詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

一般会計では、歳入歳出予算に1億3,921万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳
入歳出予算それぞれ85億9,354万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、まず国庫支出金として、臨時特別給付金給付事業費補助金が増額と
なっております。また、土地の購入に関する財源として、振興開発基金繰入金を歳入で計上
しております。財政調整基金繰入金につきましては、623万8,000円を増額とさせていただ
いております。

続きまして、歳出でございますが、まず総務費になりますが、鎌原姥ヶ原及び広川原の土
地取得に要する経費として5,928万2,000円を計上させていただいております。

また、議員の皆さんにもお配りしてありますタブレット用のアプリケーションの費用とし
て100万円、また、講習費用として、議会費になりますが、20万円を計上させていただ
いております。

民生費になりますが、村単独事業として、新生児を対象とした臨時給付金を支給するため、
500万円を計上しております。また、国の事業として実施する新型コロナウイルス感染症対

策事業臨時子育て分として、7,370万円を計上させていただきました。

以上が、一般会計補正予算（第7号）の主な内容となります。大変雑駁ではありますが、私からの提案説明とさせていただきます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第78号の詳細説明をさせていただきます。

令和3年度一般会計補正予算（第7号）でございますが、令和3年度孺恋村一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,921万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億9,354万5,000円といたします。

6ページをお願いいたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、補正額5,045万円の増額でございます。説明欄ですが、臨時特別給付金給付事業費補助金として5,045万円を見ております。

続いて、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額2,948万8,000円の増額です。説明欄ですが、財政調整基金繰入金として、同じく2,948万8,000円としております。

それから、7目振興開発基金繰入金ですが、5,928万1,000円の増額でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額20万円の増額でございます。説明欄ですが、議会運営事業の会議システムの講習委託料20万円を見ております。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、補正額5,931万2,000円の増額です。説明欄ですが、財産管理事業として、主なものは土地購入費5,928万2,000円を見ております。

6目企画費、補正額100万円の増額でございます。説明欄ですが、企画管理事業として、会議システムライセンスの使用料、これはタブレット用になるものですが、これが100万円を見ております。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額7,870万7,000円の増額です。説明欄ですが、新型コロナウイルス感染症対策事業として、18節新生児臨時特別定額給付金

が500万円、それから、新型コロナウイルス感染症対策事業、次の8ページになりますが、臨時子育て分として7,370万円を見ております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） 休憩します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時45分

○議長（土屋幸雄君） 再開します。

議案第78号について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 今回の補正予算に賛成の立場で討論させていただきたいと思いますが、今回の、私も勘違いをしていたわけですが、クーポン券分を年内に現金支給するんだというふうに思っていたんですが、村単で、また所得制限なしということについては、子供たちの格差を生まないということで、そこはいいとは思いますが、村支給分の5,045万円分については、今後、子育て支援、3月末までの支援金であるとは思いますが、やっぱりコロナ対策として、子育て支援、またはそういったところで、あと出生率を上げるという意味においては、もう少し村としても、違った形での支援が必要ではないかなというふうに思います。

それについて、これだけの金額を使うわけですので、例えば小学校卒業時に中学の支度金としてあげるとか、そういったところで、あと、今、1子目が5万円ですので、そこを1子目の出産祝い金を10万円にするとか、そういうふうな形で、継続的な子育て支援をしていけるように、今後検討していただけたらというふうに思いますが、そのことをお願ひをして、賛成をさせていただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今回、この子育て支援とか、とてもいいことだと思いますけれども、先ほど村長が、所得制限をなくす、そういった点のところ、村単独分の理由を質問に対して答えたところ、子育て中の皆さんは大変厳しい状況だからということで説明があったのは、私はそこは本当に、常に賛同できるところで、先ほどの一般質問でも行いましたように、コロナが落ち着いても、村が通常的に子育てに対して様々な形で支援をするということを要望して、賛成したいと思っております。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（土屋幸雄君） 日程第5、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付した一覧のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議ありませんので、申出のとおり決定されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋幸雄君） これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和3年第6回婦恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 2時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長 土 屋 幸 雄

署 名 議 員 黒 岩 忠 雄

署 名 議 員 伊 藤 洋 子